

**独立行政法人勤労者退職金共済機構の
平成21年度の業務実績の評価結果**

平成22年8月19日

独立行政法人評価委員会

1 平成21年度業務実績評価について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成20年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年4月から平成25年3月まで）の第2年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。また、平成21事業年度業務監査報告書も評価に当たっての参考とした。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度の運営主体として設立されたものであることから、業務実績の評価に当たっては、その設置目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、確実な退職金支給に向けた取組については、数値目標である一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）における未請求率の改善等に一定の進捗は認められるところであり、今後の更なる取組を積極的に推進することを期待する。

退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されていることを踏まえると、本年度における目標は概ね達成されたものと考えられる。

さらに、それらの成果を支える基盤として、①業務運営の効率化による経費削減、人件費の削減、②中期計画期間中にシステム管理業務・資産運用業務の一元化を図る等効率的組織体制の構築、③随意契約の見直し、旅費、庁費における冗費の徹底的検証④内部統制の強化による事業の適切な運営、⑤外部有識者の積極的活用による適切な事業運営の確保が図られているところである。

これらを踏まえると、平成 21 年度の業務実績については、全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、一定の解消がされたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第 2 期中期計画の達成に向けて平成 22 年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、2 年続けて加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
- ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

なお、第 2 期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 効率的な業務実施体制の確立

効率的な業務実施体制の確立については、各事業個別会計を前提とした制約の中で共通化できる部分ができるだけ共有し、各会計の独立性を確保しながら効率化するための検討を行うなどの努力が認められる。

平成 21 年度は、「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るため、次期システムの設計、開発、テストの実施等を行ったことは評価できる。

② 中期計画の定期的な進行管理

中期計画の定期的な進行管理については、課室ごとの目標管理表作成や、職員ごとの業績評価シートによる評価の実施に加え、職員の意識向上を業績評価の勤勉手当へ反映するなど、職員の意識の向上に資する工夫がなされている。

また、役員等で構成する業務推進委員会において、事業の進捗状況を定期的に把握し、年度計画の検証を行ったこと、加入促進対策委員会において加入促進対策の遂行状況の審議・検討を行い、これを踏まえて積極的な加入勧奨を行うなどの努力が認められる。

③ 内部統制の強化

内部統制の強化については、業務推進委員会を定期的に開催し、更なる検討を行うとともに、新たに「コンプライアンス推進委員会」や「契約監視委員会」を設置したことは評価できる。機構は、中小企業者の拠出による掛金を運用し、従業員に対する確実な退職金支給を行うことが主な業務であることから、特に業務活動における法令遵守の確保が重要であると考えられるところであり、今後コンプライアンス推進委員会における具体的な方策についての検討が求められる。

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営全体を通じて経費節減に向けた様々な取組を実施した結果、削減対象経費については、基準額に対し 17.5% 削減することができ、中期計画の達成に向けて確実に進捗していることについては評価できる。

さらに、超過勤務の削減を行ったこと等により、人件費についても大幅な削減を達成したことも評価できる。今後も、職員の労働インセンティブの低下につながることとならないよう留意しつつ、人件費の削減に引き続き努めることを期待する。

また、随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」に沿った競争性のある契約への移行が行われていること、監事や会計監査人による監査に加え、契約監視委員会による審査を受けていることは評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 確実な退職金支給のための取組

中退共事業における退職金未請求に対する取組については、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により被共済者の意識を高める取組を行ったほか、退職後 3 か月経過しても退職金請求のない者がいる事業所に対して請求を促す取組に加え、この取組からさらに 3 か月経過しても退職金請求のない者がいる事業所に対して当該未請求者の住所等の情報提供依頼を実施するなど、新たな未請求者の発生を防止する取組を行った結果として、未請求率（退職金

等の請求権が発生した年度における脱退者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率)を着実に改善している点については評価できる。

また、中退共事業におけるこれまでに累積した退職金未請求者に対する取組として、未請求者のいる事業所に対して未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請している。この取組については、平成21事業年度計画においては、平成12年度以前(一部)、平成19年度及び平成20年度に脱退し、現在も未請求者のいる事業所を対象としたところであるが、これに加え一部対象を拡大して取組を行っており、地道な取組が認められる。

建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)における共済手帳の長期未更新者発生防止等に関する取組として、加入通知書の発行による長期未更新の発生防止や、既加入者に対する長期未更新調査による長期未更新者縮減に向けた取組が行われており、着実に成果に結びついていると認められる。

共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、手帳更新の手続を行っていない共済契約者に対する取組を引き続き実施しており、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計との差額が減少する等中期計画の達成に向けて一定の効果があったものと考えられるが、今後更なる取組の充実を期待する。

清退共事業及び林退共事業についても、建退共事業と同様の取組を進める等、対策の強化を行っている点は評価できる。今後は、それぞれの業界の特性や機構の実施体制等を勘案しつつ、成果を把握し、その結果を今後の対策へ反映させるなど、引き続き目標の達成に向けての取組を期待する。

なお、更なる対策を講じるため、住基ネットを活用した住所把握の実施等の方策についても検討を進めることを期待する。

② サービスの向上

加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理の再点検を行い、電話交換業務と電話相談業務の統合に向けて検討・準備を行う等の改善を行うなどの努力が認められる。

退職金給付に係る処理期間については、中退共事業においては25日以内、建退共事業においては30日以内に処理することができたことは評価できる。

清退共事業及び林退共事業については、いまだ30日以内を達成していないが、「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施に合わせて処理期間の短縮が行われることとなっており、同計画の確実な遂行が期待される。

情報提供の充実等については、加入者等からの機構に対する意見を集計し、主な質問についてホームページ上のQ&Aに反映したほか、中退共事業においては、ホームページ上で制度加入企業名を検索することができるシステムの開発及びデータ整備を行い、掲載を開始した点は評価できる。

積極的な情報の収集及び活用については、平成 20 年度に実施した「退職金実態調査」の結果及び加入者へのアンケートにおける意見を反映し、年 1 回事業所へ送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」の様式について従業員ごとに切り離せる「加入状況のお知らせ」を併せたものにする等、収集された情報を活用している点が認められる。また、加入者を代表する者等からなる参与会を開催し、業務運営に関する意見・要望等の聴取を行うなど、計画に沿った運営がなされている。

③ 加入促進対策の効果的実施

中退共事業については、パンフレット等による周知広報、個別企業訪問の実施、各種会議等における加入勧奨、適格退職年金からの移行に係る説明会の実施等、加入促進に向けた積極的な努力により、加入者数の目標達成率が 101.0% と加入目標を上回る結果となった。また、建退共事業及び林退共事業についても、各種の取組により加入者数の目標達成率が建退共事業 110.6%、林退共事業 120.8% とそれぞれ加入目標を上回る結果となった。さらに、これらの結果として、機構全体としても加入目標を上回ったことから、加入促進への取組は評価できる。

一方、清退共事業については、酒の嗜好の変化等を背景とした製造量の減少等、業界を取り巻く厳しい環境もあり、96.9% と加入実績が目標に達しなかったところである。

今後は、各事業の特性に応じて効果的な加入促進対策を行うことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 累積欠損金の処理

機構は、「累積欠損金解消計画」（平成 17 年 10 月策定）に基づき、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定しているところである。累積欠損金の処理については、中退共事業においては平成 20 年度末時点の 3,493 億円を平成 21 年度末時点では 1,957 億円に、林退共事業においては平成 20 年度末時点の 14.95 億円を平成 21 年度末時点では 14.01 億円に減少することができた点は評価できる。引き続き、累積欠損金解消計画を踏まえ、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めることが求められる。

② 健全な資産運用等

資産運用については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率的運用を基本として実施されている。委託運用（金銭信託）では、運用環境が金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安

の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益が確保された。また、運用のパフォーマンスについては、概ねベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスが達成されたと認められる。

(4) その他業務運営に関する措置について

退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することの必要性や移転の可能性等について、外部有識者からなる「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」において議論を行い、建物の耐用年数が経過した時点（それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点）で土地を売却、移転することとする報告書を取りまとめており、概ね中期計画に沿った業務運営を行っていると認められる。

(5) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成 21 事業年度資産運用の結果は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	中退共 給付經理	建退共		清退共		林退共 給付經理
		給付經理	特別 給付經理	給付經理	特別 給付經理	
資産残高	3,496,563.7	837,846.1	33,832.0	5,499.7	366.8	13,511.2
運用等収入	187,014.3	32,889.3	1,383.1	174.5	4.2	291.8
運用等費用	579.8	75.2	6.6	0.8	—	1.7
決算利回り	5.67%	4.08%	4.18%	3.15%	1.14%	2.21%
当期純利益	153,633.8	17,942.4	628.8	419.0	0.8	94.6

注) 決算利回りは、費用控除後の数値に基づくものである。

資産運用については、結果として、委託運用（金銭信託）で内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益が確保された。

その他、上記 2 (3) で評価したとおりである。

② 保有資産の管理・運用等について

退職金機構ビル及び同別館については、上記 2 (4) で評価したとおりである。松戸宿舎及び越谷宿舎については、宿舎を廃止することを決定し、平成 21 年度末において入居者すべての退去の確認を行う等、国の資産債務改革の趣旨を踏まえた措置が講ぜられていると認められる。

また、貸付金、未収金等の債権の回収計画の策定及び実施状況に関する評価等については、機構における共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の 100% 保証責任となっていることから、回収計画は策定していないものの、各事業本部とともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はないと考える。なお、資産運用については、上

記2（3）及び2（5）①で評価したとおりである。

③ 組織体制・人件費管理について

平成21年度における給与水準の検証については、対国家公務員指数は97.3（年齢・地域勘案指数。年齢・地域・学歴勘案指数は98.8）、類似の業務を行っている民間事業者である保険・金融業との比較では、93.3となっており、適切な水準と評価できる。

また、累積欠損金を有する法人であるという観点からは、平成21年度は累積欠損金を大幅に解消することができたものの、資産運用は市場の動向に大きく作用されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、中長期的観点から行うべきものであることから、累積欠損金の存在をもって直ちに更なる抑制を求めるのは必ずしも適当ではないと考える。

一般管理費及び退職金共済事業経費は平成19年度（基準額）予算に対し17.5%削減し、人件費については削減目標平成17年度比4%削減を大きく上回る平成17年度比12.4%削減を達成しており、評価できる。

福利厚生費については平成20年度早々に見直しを行い、現在法定外福利費として支出しているのは、健康診断費の補助、インフルエンザ予防接種等のみであることから、適切な支出となっているものと評価できる。

また、国家公務員再就職者のポストの見直しについても、役員ポストについて閣議決定を踏まえ、改選を迎える4ポストすべてについて公募を実施した結果、国家公務員再就職者1名を含む4名を任命することとするなど、適切な処置がなされていると評価できる。

④ 事業費の冗費の点検について

電気料金に関する契約を見直し、一般電気事業者（既存の電力会社）及び特定規模電気事業者（民間事業者）参加による一般競争入札を実施する等、冗費の削減について適切に取り組んでいるものと評価できる。

今後は、加入促進に係るポスター・パンフレット等について、必要部数の再検証を行う等の更なる冗費の削減に取り組むことを期待する。

⑤ 契約について

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、随意契約によらざるを得ないものとしていた契約について点検・見直しを行い、企画競争5件、公募2件、一般競争2件を実施した点や、平成22年4月の契約に向けて点検・見直しを行い、企画競争8件、公募1件、一般競争6件を実施した点は評価できる。

総合評価落札方式、企画競争又は公募を行う場合には、公告期間を十分確保するとともに、説明会から企画等の提出までの期間も十分確保しており、調達要領に基づき実施していると評価できる。一者応札・一者応募に係る改

改善方策については、平成 21 年 6 月 19 日に策定され、ホームページでも公表している。なお、平成 21 年度に一者応札・一者応募となった契約件数は 24 件、金額は 10.5 億円であるが、制限的な応札条件は設定されていなかった。

一者応札となったものの中には、予定価格の策定に当たり参考見積書を徴した者が一般競争入札に参加しなかった事例があったが、このような事例の中には、対象となるシステムの特殊性等が理由となったものがあると考えられる。システムについては、平成 22 年秋に予定しているオープン化により、より多くの業者が入札しやすい環境が整うものと考えられることから、今後は、競争性・透明性の確保から、改善方策を踏まえ、一者応札率を確実に減少させるため、一層取り組むべきである。

また、随意契約、一者応札・一者応募等については、契約監視委員会において調査審議を行っていることに加え、物品及び役務等の調達にあっては、まず要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し決裁の上、入札及び契約業務を実施し、その上で担当理事にも回付して厳正な評価を行っており、契約の適正性確保の観点から充実した審査体制を整えていると評価できる。

今後とも、契約の適正化について更なる努力を求める。

その他、上記 2 (1) ④で評価したとおりである。

⑥ 内部統制について

統制環境の確保に向け理事長を委員長とした「コンプライアンス推進委員会」を設置したことは評価できる。今後は、機構のコンプライアンスに関する推進体制について具体的な検討を進めていくことを期待する。

また、退職金共済業務を取り扱う法人特有のリスクとして、①なりすまし等による退職金の詐取や、②市場の変動に伴う運用リスク等が考えられるが、これについては、それぞれ

a 対応マニュアルを作成の上チェック項目を複数設けて複数の者によるチェックを行う、

b 基本ポートフォリオの構築等について外部の専門家の助言を受けるほか、資産運用の実績について外部の専門家に評価を受ける等の対応が取られており、評価できる。

また、各事業本部においては幹部会等を定期的に開催し、各課(室)で役割分担を確認しつつ、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行っていることは評価できる。

⑦ 事務事業の見直し等について

平成 21 年秋に行われた行政刷新会議の事業仕分けを踏まえ、加入促進・相談業務について大都市やその周辺に事務を集約化するなど、組織のスリム化についても今後実施していくこととしている点は評価できる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成 22 年 7 月 8 日から同年 8 月 6 日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見募集を行ったところ意見は寄せられなかった。

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績
第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に発揮して、効率化を図る観点から、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行う等の業務実施体制の効率化を図るとともに、事務の外部委託を拡大し、事務処理の効率化や人員及び経費の縮減を図ること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図る。また、業務処理方法を見直すことにより、外部委託の拡大に努める。 また、 ① 各退職金共済事業に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務・システム最適化計画をも踏まえた業務手順等の共通化、帳票類の統一化、 ② 平成23年度末までの時限措置である適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止等、加入促進業務に係る組織の再編、 ③ 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る特別事業については、事業規模が相当程度小さくなっている一方で、単独で資産運用を行っており、また、独立の組織・人員により業務を運営しているが、資産運用業務については、特別事業も含めて執行体制の統一により、資産の管理業務のみ残ることになるため、組織・人員を縮小、 ④ 各退職金共済事業の電話応対業務の一元化の検討、などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図る。 さらに、業務・システム最適化計画を踏まえ、契約締結及び退職金支給に係る書類の審査業務等について電子化、機械処理を拡大するとともに、業務処理方法を見直すことにより外部委託を拡大し、事務処理の効率化を図る。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの設計、開発を継続して実施した。一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）システムにおいては、マイグレーションのための移行設計作業を踏まえシステム方式設計に着手し、移行対象資産を選定するため資産凍結作業を実施した。特定業種退職金共済（以下「特退共」という。）システムにおいては、再構築のための基本設計、詳細設計作業を踏まえプログラム開発に着手した。 また、次期システムに必要なハード機器等の調達手続を実施した。 なお、「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るため、各システム構築に伴う意見調整並びに進捗管理等の情報共有を図るため、C I O補佐官、工程管理事業者及び関係部課長等により構成された連絡会議、分科会及び中特合同進捗会等を定期的に開催するとともに、中退共及び特退共のシステム連携等に係る要件整理を開始した。 (添付資料①) 退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画 <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済業務・システム最適化推進連絡会議(4/6 開催) ・特退共再構築分科会(毎週 48回開催) ・中退共マイグレーション分科会(毎週 48回開催) ・合同進捗会(月初め 12回) ・次期システムにおける共通基盤会議(不定期 21回) ○ 資産運用業務及びシステム管理業務の一元化について、庶務課長会議を開催して今後の進め方を決定するとともに、課長クラスによるプロジェクトチームを開催した。また、資産運用の一元化については、各事業の現状を把握した上で、具体的な資産運用業務の中でどのような業務を一元化できるかについて検討を進めた。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの設計、開発を継続して実施した。一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）システムにおいては、マイグレーションのための移行設計作業を踏まえシステム方式設計に着手し、移行対象資産を選定するため資産凍結作業を実施した。特定業種退職金共済（以下「特退共」という。）システムにおいては、再構築のための基本設計、詳細設計作業を踏まえプログラム開発に着手した。 また、次期システムに必要なハード機器等の調達手続を実施した。 なお、「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るため、各システム構築に伴う意見調整並びに進捗管理等の情報共有を図るため、C I O補佐官、工程管理事業者及び関係部課長等により構成された連絡会議、分科会及び中特合同進捗会等を定期的に開催するとともに、中退共及び特退共のシステム連携等に係る要件整理を開始した。 (添付資料①) 退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画 <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済業務・システム最適化推進連絡会議(4/6 開催) ・特退共再構築分科会(毎週 48回開催) ・中退共マイグレーション分科会(毎週 48回開催) ・合同進捗会(月初め 12回) ・次期システムにおける共通基盤会議(不定期 21回) ○ 資産運用業務及びシステム管理業務の一元化について、庶務課長会議を開催して今後の進め方を決定するとともに、課長クラスによるプロジェクトチームを開催した。また、資産運用の一元化については、各事業の現状を把握した上で、具体的な資産運用業務の中でどのような業務を一元化できるかについて検討を進めた。 ○ 業務処理方法を見直すことにより事務処理の効率化を図った。 (事務の効率化) <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに「加入事業所検索システム」を掲載(中退共) ・ホームページのリニューアルを行った(中退共) ・迅速な対応ができるよう電話交換業務と相談業務を統合するための検討・準備を行った(中退共) ・委託金融機関一覧のデータ回覧(中退共) ・被共済者の住所データベース化(清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）) ・外部委託が可能な事務があるかどうか検討を行った。

評価の視点等	評価項目1 効率的な業務実施体制の確立	自己評価 A	評定 A
[数値目標] -		「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るため、次期システムの設計、開発、テストを継続して実施するとともに、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化について具体的に検討を開始した。	(評定理由) 効率的な業務実施体制の確立については、各事業個別会計を前提とした制約の中で共通化できる部分をできるだけ共有し、各会計の独立性を確保しながら効率化するための準備を進めるなどの努力が認められる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向けた取組が行われているか。	実績：○ 資産運用業務及びシステム管理業務の一元化について、庶務課長会議を開催して今後の進め方を決定するとともに、課長クラスによるプロジェクトチームを開催した。また、資産運用の一元化については、各事業の現状を把握した上で、具体的な資産運用業務の中でどのような業務を一元化できるかについて検討を進めた。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		(各委員の評定理由) ・ 業務体制の整備に向けて努力している姿が認められる。 ・ 各事業個別会計を前提とした制約の中で、共通化できる部分をできるだけ共有しつつ、同時に各会計の独立性を確保するという課題を克服しつつ効率化する体制を整えている。 ・ 業務・システム最適化計画の実施体制を確立した。組織体制の整備を行った。 ・ 着実に実績を確保。 ・ 各目標をおおむね超過達成している。 ・ システム最適化への体制と運用を適切に行っている。 ・ 計画に沿った成果を上げたと評価できる。 ・ 各項目はいずれも検討した、検討を行ったというだけで、成果がどうだったかに触れておらず、疑問が残る。 ・ システム、資産運用業務の一元化に向けた取組を着実に分科会を設けて取り組んでいる。
・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。	実績：○ 資産運用業務及びシステム管理業務の一元化について、検討を開始した。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		
・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。	実績：○ 「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るため、次期システムの設計、開発、テストを継続して実施するとともに、次期システムに必要なハード機器等について、調達手続を実施した。 また、次期システム構築に伴う意見調整並びに進捗管理等の情報共有を図るため、C I O補佐官、工程管理事業者及び関係部課長等により構成された連絡会議、分科会及び中特合同進捗会等を定期的に開催するとともに、中退共及び特退共のシステム連携等に係る要件整理を開始した。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		
・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。	実績：○ 外部委託が可能な事務を洗い出すため、業務処理方法の見直しを行い、外部委託が可能な事務があるかどうかの検討を行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		
・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	実績：○ 事務の効率化に伴い、データベース化に努めた。また、迅速な対応ができるよう、電話交換業務と相談業務を統合するための検討・準備を行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		

(評価項目1)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 务 実 績
	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>① 平成 20 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 21 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。</p> <p>② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成 20 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。</p> <p>③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。</p>	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>① 機構の平成 21 事業年度計画(4/2)、平成 20 事業年度実績報告(7/1)、厚労省・独委により取りまとめられ通知された「平成 20 事業年度業務実績の評価結果」を全員回覧するとともに、平成 21 事業年度上半期実行計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知を図るため、各事業本部及び総務部各課(室)において、部内連絡会議等を開催し、具体的な活動内容等について認識することにより、職員の更なる意識の向上を図った。</p> <p>② 「業務推進委員会」を 5 回開催し、各事業本部及び総務部の 20 事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「20 事業年度実績報告書(案)」の審議を行い、厚生労働省独立行政法人評価委員会に「業務実績報告書」を提出(6/30)するとともに、四半期ごとに 21 事業年度の進捗状況報告の検証を行った。</p> <p>第 1 回 4/22・24 各事業本部及び総務部の 20 事業年度実績報告に基づき審議 第 2 回 6/17 機構の「20 事業年度実績報告書(案)」に基づき審議 第 3 回 8/5・7 各事業本部及び総務部の 21 事業年度第 1・四半期の進捗状況報告に基づき審議 第 4 回 10/14・15 各事業本部及び総務部の 21 事業年度上半期進捗状況報告に基づき審議 第 5 回 2/2・4 各事業本部及び総務部の 21 事業年度第 3・四半期進捗状況報告に基づき審議</p> <p>③ 中退共事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況等を組織的に管理した。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>第 1 回加入促進対策委員会 6/12 • 21 年度上半期の主な加入促進活動及び今後の加入促進対策課題の検討(中期的な検討課題、21 年度の課題) 第 2 回加入促進対策委員会 9/16 • 21 年度上半期の主な加入促進活動等報告及び下半期の主な加入促進活動等について(適年フォローアップ活動、強化月間) 第 3 回加入促進対策委員会 12/11 • 21 年度下半期の主な加入促進活動等報告及び本年度の目標達成見込みについて 第 4 回加入促進対策委員会 3/16 • 21 年度の主な加入促進活動等による目標達成見込み及び 22 年度の加入促進対策について</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新規加入促進対策を東京及び大阪に集中して実施 • 適年移行セミナー申込事業所等で情報を取得している事業所のうち、移行が確認できていない事業所に対してフォローアップを実施 • 年度の加入目標達成のために、毎月実施している追加加入勧奨について前倒しで実施することを決定 <p>〈建退共事業〉</p> <p>第 1 回加入促進対策委員会 7/2 • 21 年度の加入見通し及び主な加入促進対策等について審議 第 2 回加入促進対策委員会 9/15 • 第 1・四半期の対策の遂行状況及び加入実績を把握し、加入促進強化月間における対策について検討 第 3 回加入促進対策委員会 12/9 • 21 年度加入促進対策の実績報告及び 22 年度の活動方針についての検討 第 4 回加入促進対策委員会 3/3 • 21 年度加入促進対策の実績を踏まえた 22 年度の加入促進対策活動について</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 未加入事業主に対するダイレクトメールによる加入勧奨の拡充 • マスメディアを通じた広報活動の拡充

評価の視点等	評価項目2 中期計画の定期的な進行管理	自己評価 B	「業務推進委員会」は5回、「加入促進対策委員会」は中退共事業及び建退共事業で各4回行い、業務の進捗状況の把握、検証を行うとともにその結果を職員一人一人に周知し、意識の向上を図った。	評定 B	(評定理由) 中期計画の定期的な進行管理については、目標管理表の作成、業績評価シートによる評価の実施等、職員の意識の向上に資する工夫がなされており、また、職員の意識向上を業績評価の勤勉手当へ反映するなど、周知徹底の体制が整備されつつある。 全体としては、概ね中期計画どおりであると言える。
[数値目標] -					(各委員の評定理由) <ul style="list-style-type: none">・ 計画に沿って進行管理が行われている。・ 進行管理のために職員の意識の向上を業績評価の勤勉手当への反映をするなど、周知徹底の体制が整備されつつある。・ 目標管理表の作成、業績評価シートによる評価の実施等、適切な進行管理の確立。・ 達成成果が目標の範囲内に留まっている。・ 基本的な業務であることから、評価は「B」であることが適切・妥当である。・ 計画に沿った成果を上げたと評価できる。・ 中期計画の進行管理については現在進行中であり、「成果」は未定。・ 評価の視点・目標どおりの取組をしている。
[評価の視点]		実績：○ 「業務推進委員会」は5回、中退共事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を各4回開催し、業務の遂行状況等の審議を行った。 (業務実績第1.2. (P.3) 参照)			(その他意見) ・ 行ったことは認めるとしても、その成果がどう組織に現れているかの具体的検証手段については今後の課題である。
	・ 業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。	実績：○ 「業務推進委員会」において、業務の進捗状況を把握、検証し、適宜、業務運営の方針を指示するとともに、「加入促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況等の審議を行い、中退共事業及び建退共事業ともに加入促進対策の検討を行い、積極的な加入勧奨を実施した。 (業務実績第1.2. (P.3) 参照)			

(評価項目2)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績												
2 内部統制の強化	3 内部統制の強化	3 内部統制の強化	<p>3 内部統制の強化</p> <p>各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。</p> <p>各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えは、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p> <p>各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えは、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p> <p>各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。</p> <p>各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や実施に当たり、各課(室)で役割分担をした上で、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。</p> <p>これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>理 事 会 (機 構)</th><th>幹 部 会 (中 退 共 事 業)</th><th>部 内 会 議 (建 退 共 事 業)</th><th>部 内 連絡 会 議 (清 退 共 事 業)</th><th>部 内 連絡 会 議 (林 退 共 事 業)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 催 回 数</td><td>12 回 (毎月)</td><td>12 回 (毎月)</td><td>24 回 (隔週)</td><td>13 回 (毎月)</td><td>12 回 (毎月)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 開催回数欄の下段()内は、原則の開催時期 (注2) 理事会のほか、役員のみによる打ち合わせ会議を原則毎月1回開催 (注3) 複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中期計画の定期的な進行管理」として、業務推進委員会の定期的な開催を行った。 ・監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約監視委員会を2回開催し、審議概要等をホームページで公表した。 ・「着実な退職金支給のための取組」として、新たな未請求退職金の発生を防止するための対策及び累積した未請求退職金を縮減するための対策並びに共済手帳の長期未更新者への取組等を行った。 ・内部統制についての知識向上を図るため、「独法にとってのコンプライアンスの進め方」セミナーに担当職員を参加させた。 ・先進的に取組を行っている他の独法を訪問し、取組状況の調査を行った。 ・機構内における今後の内部統制のあり方について、役員及び機構幹部で議論を行い、方向性を決定した。 ・役員等で構成する「コンプライアンス推進委員会」を設置した。 		理 事 会 (機 構)	幹 部 会 (中 退 共 事 業)	部 内 会 議 (建 退 共 事 業)	部 内 連絡 会 議 (清 退 共 事 業)	部 内 連絡 会 議 (林 退 共 事 業)	開 催 回 数	12 回 (毎月)	12 回 (毎月)	24 回 (隔週)	13 回 (毎月)	12 回 (毎月)
	理 事 会 (機 構)	幹 部 会 (中 退 共 事 業)	部 内 会 議 (建 退 共 事 業)	部 内 連絡 会 議 (清 退 共 事 業)	部 内 連絡 会 議 (林 退 共 事 業)										
開 催 回 数	12 回 (毎月)	12 回 (毎月)	24 回 (隔週)	13 回 (毎月)	12 回 (毎月)										

評価の視点等	評価項目3 内部統制の強化	自己評価	A	評定	A
			理事会、幹部会及び研修等を通じ、職員の意識の改革を図るなど、内部統制の強化に努めた。		(評定理由) 業務推進委員会等の開催やP D C Aのマネジメントサイクルによる進行管理など、計画に沿って業務が行われており、チェックの過程で外部の専門家を活用した点や、契約監視委員会の設置など、内部統制を強化するための取組が着実に実施されている点は評価できる。 また、理事会において各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定している。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標] -	[評価の視点] ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。	実績：○	各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし、職員に周知を図った。 (業務実績第1.3. (P. 5) 参照)		(各委員の評定理由) ・ 計画に沿って業務が行われている。 ・ コンプライアンス推進委員会の設置は認められるものの、その具体的情報については十分示されていない。業務推進委員会などの頻繁な開催については評価に値する。 ・ コンプライアンス推進委員会を設置した。 ・ P D C Aのマネジメントサイクルによる進行管理は一般的方策。チェックの過程で外部の専門家の活用や契約監視委員会の設置などは高く評価できる。 ・ 目標値を複数の項目で上回っているとは言い難い。 ・ 着実に推進している。 ・ 内部統制の強化の成果は顕著であると評価できる。 ・ P D C Aが絵に描いた餅にならぬよう求めたい。案→実行→成果へと繋げていかなければならぬ。その考え方、構想力が見えない。 ・ P D C Aサイクルを着実に回しており、Aの改善アクションを講じている。
・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		実績：○	内部統制についての知識向上を図るため、「独法にとってのコンプライアンスの進め方」セミナーに担当職員を参加させた。 先進的に取組を行っている他の独法を訪問し、取組状況の調査を行うとともに、機構内における今後の内部統制のあり方について、役員及び機構幹部で議論を行い、方向性を決定した。 さらに、役員等で構成する「コンプライアンス推進委員会」を設置した。 (業務実績第1.3. (P. 5) 参照)		
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)		実績：○	理事会において、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。 (業務実績第1.3. (P. 5) 参照)		
・講じた措置についての公表が適切に行われているか。		実績：○	契約状況の点検・見直しを行うため、外部の有識者からなる契約監視委員会を設置し、点検・見直しを行うとともに審議概要等をホームページで公表した。 (業務実績第1.3. (P. 5) 参照)		

(評価項目3)

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績																					
3 業務運営の効率化に伴う経費節減 <p>(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行うこと。</p> <p>(2) 人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準とする削減を引き続き着実に実施すること。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化にすみやかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p>	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 <p>(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行う。</p> <p>(2) 人件費 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。 さらに、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p>	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 <p>(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、業務運営全体を通じて一層の効率化を行うことにより、更なる経費の節減を図るとともに予算の適正な執行を行った。その結果、平成21年度予算額2,974,991千円に対し、155,432千円削減した。なお、平成19年度（基準額）予算に対し17.5%削減した。 また、「冗費の削減について（要請）」を受け、冗費の削減を図るとともに行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った（8/14、10/27、2/4）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度予算額</th> <th>21年度決算額</th> <th>削減額（率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,974,991千円</td> <td>2,819,559千円</td> <td>155,432千円（△5.2%）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>削減目標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中期目標の最終年度までに對19年度予算△18%以上</td> <td>△9.4%</td> <td>△17.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費 21年度人事院勧告を踏まえ、以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 役職員給与水準の引下げ (役員：平均0.37%の引下げ、職員：平均0.2%の引下げ) 期末・勤勉手当の引下げ 役員：3.35月→3.10月（△0.25月） 職員：4.50月→4.15月（△0.35月） 自宅に係る住居手当の廃止 (平成21年12月1日施行) </p> <p>21年度人件費削減率（17年度比）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度比削減率</td> <td>3.1%</td> <td>5.9%</td> <td>8.5%</td> <td>12.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>機構の平成21年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。</p> <p>①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は111.0となっているが、当機構の職員の在職地域は東京都特別区のみであり、地域勘案指数では、97.3に抑えられている。 また、学歴・地域勘案指数では、98.8に抑えられている。</p>	21年度予算額	21年度決算額	削減額（率）	2,974,991千円	2,819,559千円	155,432千円（△5.2%）	削減目標	20年度	21年度	中期目標の最終年度までに對19年度予算△18%以上	△9.4%	△17.5%		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	17年度比削減率	3.1%	5.9%	8.5%	12.4%
21年度予算額	21年度決算額	削減額（率）																						
2,974,991千円	2,819,559千円	155,432千円（△5.2%）																						
削減目標	20年度	21年度																						
中期目標の最終年度までに對19年度予算△18%以上	△9.4%	△17.5%																						
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																				
17年度比削減率	3.1%	5.9%	8.5%	12.4%																				

<p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>		<p>③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、2.0%と小さい。 (国からの財政支出額 10,735 百万円、支出予算総額 535,282 百万円：平成 21 年度予算) 累積欠損については、「資産運用の基本方針」に基づく資産運用を実施し、収益改善に努めた結果、平成 20 年度末時点の累積欠損金の大幅な解消を図ることができた。しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく。 さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)との比較では、93.3 に抑えられている。(平成 21 年賃金構造基本統計調査との比較) (注) (①～④については、7 月に公表した。)</p>
評価の視点等	評価項目 4 一般管理費及び退職金共済事業経費、人件費の節減	自己評価 A	評定 A
		<p>一般管理費及び退職金共済事業経費は平成 19 年度(基準額)予算に対し 17.5% 削減し、人件費についても 17 年度比 12.4% 削減することができた。</p>	<p>(評定理由) 一般管理費及び退職金共済事業経費、人件費の節減については、超過勤務時間削減や給与水準を押さえることに努力しており、一般管理費及び退職金共済事業経費は平成 19 年度(基準額)予算に対し 17.5% 削減、人件費についても 17 年度比 12.4% 削減と、経費節減は目標を大きく上回っている。</p>
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、中期目標の最終年度までに、平成 19 年度予算額に比べて 18% 以上の削減を行うこと 		<p>運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成 19 年度(基準額)予算に対し、17.5% 削減した。 (業務実績第 1.4. (1) (P. 7) 参照)</p>	<p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、2.0% と低い水準にある。また、累積欠損については「資産運用の基本方針」に基づく資産運用を実施し、収益改善に努めた結果、大幅に解消できている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 人件費については、平成 17 年度を基準として 4% 以上の削減を行う。 		<p>人件費については、削減目標平成 17 年度比 4% 減に対し 12.4% と大幅に削減した。 (業務実績第 1.4. (2) (P. 7) 参照)</p>	<p>法定外福利費の支出については平成 20 年度早々に見直しを行っており、現在法定外福利費として支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談にかかる費用等職員の健康管理に必要な支出となっている。</p> <p>全体としては、中期計画を上回ったと言える。</p>
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 		<p>実績：○ 事業費における冗費の削減のため、「厚生労働省における行政経費の節約に向けた取り組み」として示された事項等を参考に無駄な支出の削減を図り、結果についてはホームページで公表を行なった。 (業務実績第 1.4. (1) (P. 7) 参照)</p>	<p>(各委員の評定理由) ・ 経費節減は目標を大きく上回っている。特に人件費の削減は大きい。 ・ 超過勤務時間削減に成功した。給与水準を押さえることに努力した。 ・ 経費削減の努力は高く評価する。特に、ラスパイレス指数については国民の評価を得るに十分である。 ・ 複数の項目で達成度が目標値を上回っている。 ・ 削減目標を早期に達成していることを評価。 ・ 経費削減の大きな努力が認められる。 ・ 人件費の削減効果は、当初の計画案にはほぼ近い形となってきた。 ・ 削減目標を超えて削減できている。ラスパイレス指数も 100 を下回っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用が行われているか。(政・独委評価の視点事項と同様) 		<p>実績：○ 契約状況の点検・見直しを行い、競争契約等の拡大及び人件費の削減等により、運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用を行い、平成 19 年度(基準額)予算に対し 17.5% 削減した。 (業務実績第 1.4. (1) (P. 7) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 		<p>実績：○ 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 (業務実績第 1.4. (2) (P. 7) 参照)</p>	<p>(その他意見) ・ 給与レベルによるモラール低下をきたさないように、マネジメント上の配慮が必要であろう。 ・ 人件費の削減については、通過点としては大幅な成果が上がっているものの、今後の人員構成等の推移によっては再び人件費が上昇する可能性もあり、十分な対応が必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 法定外福利費の支出は、適切であるか。 		<p>実績：○ 法定外福利費の支出については、平成 20 年度早々に見直しを行い、現在、法定外福利費として支出しているのは、インフルエンザ予防接種、健康診断費の補助等のみである。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 	<p>実績：○ 国家公務員の再就職者のポストについては、平成21年9月に閣議決定された「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」を踏まえ、4ポストの役員公募を実施し、平成22年1月に理事3名を任命した。なお、残1ポストについても、再公募を実施し、平成22年4月に任命した。平成21年度末までに廃止指導された嘱託ポストは該当なし。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・人件費改革について、平成23年度における目標達成に向けた取組が適切に行われているか。 	<p>実績：○ 計画的な定員削減に加え、職員の超過勤務の縮減にも取り組むことにより、削減目標の平成17年度比4%減に対し12.4%と大幅に削減した。 (業務実績第1.4. (2) (P. 7) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。） 	<p>実績：○ 給与水準については、地域勘案指教及び学歴・地域勘案指教ともに100を下回っており、適正な給与水準であると認識している。 (業務実績第1.4. (2) (P. 7) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） 	<p>実績：○ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、2.0%と低い水準にある。また、累積欠損については、「資産運用の基本方針」に基づく資産運用を実施し、収益改善に努めた結果、平成20年度末時点の累積欠損金の大幅な解消を図ることができた。しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく。 (業務実績第1.4. (2) (P. 8) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>実績：○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在、法定外福利費として支出しているのは、職員の健康管理に必要な支出(安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談にかかる費用等)</p>	

(評価項目4)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績
<p>(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、国における状況等を踏まえ同計画及び取組状況を検証し、必要に応じて同計画の見直しを行う。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。</p>	<p>(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」において、随意契約によらざるを得ないとしていた契約について一部見直しを行い、競争性のある契約への移行を行った。また、平成20年度における随意契約の見直し状況のフォローアップをホームページで公表(7/24)し、20年度に引き続き平成20年度(下半期)競争性のない随意契約に係る契約情報の公表(6/29)も行った。 (添付資料② 隨意契約見直し計画) • 隨意契約によらざるを得ないとしていた随意契約及び現行システム再構築後競争入札等へ移行するとしていた随意契約について、競争性のある契約に移行した ⇒ 企画競争5件、公募2件、一般競争2件 • 22年4月契約に向け点検・見直しを行い、競争入札等を実施した。 ⇒ 企画競争8件、公募1件、一般競争6件</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、「1者応札・1者応募」に係る改善方策を取りまとめ、ホームページで公表を行った(6/24)。 • システム業務及び前年度まで企画競争であった広報業務等について総合評価落札方式による入札を実施した。 21年度契約件数 ⇒ 広報業務等2件、システム業務3件</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 監事監査は、四半期ごとに実施（5/15、7/28、10/30、2/26） 会計監査人による監査は、財務諸表監査で実施</p> <p>○ 平成21年11月17日の閣議決定において、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置することとしたことを踏まえ、12月28日に契約監視委員会を設置し、第一回契約監視委員会を平成22年1月18日、第二回を3月24日に開催し、20年度契約（随意契約、1者応札・1者応募）、等の点検見直しについて審議した。審議の結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。また、審議概要等は、ホームページで公表を行った。なお、契約監視委員会等において契約状況の点検・見直しを行った結果を踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。</p>

評価の視点等	評価項目 5 隨意契約の見直しについて	自己評価 A	評定 A
随意契約によらざるを得ないとしていた契約について点検・見直しを行い、競争性のある契約への移行を行うとともに、監事、会計監査人による監査及び契約監視委員会による審査を受けた。			(評定理由) 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況の公表を行った。また、国における状況等を踏まえ、同計画及び取組状況を検証して一部見直しを行い、一般競争等への移行を積極的に行っている。 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、監事、会計監査人による監査を受けるとともに、契約状況について自ら点検・見直しを行い、外部有識者による契約監視委員会において審査を受けている。 契約に係る規程等については適切に整備し、システム開発、調査、広報等の契約については、総合評価落札方式を導入し、透明性、競争性等を確保していると認められる。 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、「1者応札・1者応募」に係る改善方策を取りまとめ、ホームページで公表した点は評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標] -			
[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」に基づく取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)			実績：○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況の公表を行った。また、国における状況等を踏まえ、同計画及び取組状況を検証して一部見直しを行い、一般競争等への移行を積極的に行つた。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)
・契約事務手續に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)			実績：○ 監事、会計監査人による監査を受けるとともに、契約状況について自ら点検・見直しを行い、外部有識者による契約監視委員会において審査を受けた。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)
・契約に係る規程類が適切に整備されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)			実績：○ 契約に係る規程等については適切に整備し、システム開発、調査、広報等の契約については、総合評価落札方式を導入し、透明性、競争性等を確保している。
・企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)			実績：○ 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、「1者応札・1者応募」に係る改善方策を取りまとめ、ホームページで公表した。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)
・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。			実績：○ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。			実績：○ 契約監視委員会を2回開催し、1者応札・1者応募に係る契約、平成20年度随意契約、平成19年度以前に締結した複数年契約等について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)

(評価項目 5)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 繢																	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 (1) 一般の中小企業退職金共済事業 ① 今後の確実な支給に向けた取組 未請求退職金の発生防止の観点から、 <ul style="list-style-type: none">・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと 等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成24年度）までに、1%程度とすること。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成24年度）においてもその達成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成21年度においては、以下の取組を着実に実施する。 i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 退職金未請求者を縮減するため下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、脱退後2年経過後の未請求率を取組開始前の2.8%前後に比して、平成21年度末（19年度脱退）までに1.8%に縮減することができた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">脱退年度</th> <th colspan="3">取組前</th> <th colspan="2">取組後</th> </tr> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年経過後の未請求率</td> <td>3.0%</td> <td>2.8%</td> <td>2.7%</td> <td>2.0%</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table>	脱退年度	取組前			取組後		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	2年経過後の未請求率	3.0%	2.8%	2.7%	2.0%	1.8%	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、中退共制度に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成21年度においては、以下の取組を実施した。 i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知した。（404,586人） また、21年度からの新たな取組として、既加入の被共済者については、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の一部分を、制度加入周知の向上を目的とした被共済者単位に切り離せる仕様（「加入状況のおらせ」）に変更し、事業主に配布を依頼した（発送期間 4/28～5/7 370,136件）。
脱退年度	取組前			取組後																
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度															
2年経過後の未請求率	3.0%	2.8%	2.7%	2.0%	1.8%															

<p>② 既に退職後 5 年を超えた未請求者に対する取組</p> <p>既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。</p>	<p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。 iii) 前記 ii) の通知から 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 iv) 前記 i) ~iii) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。 なお、退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成 23 年度末までの実施を検討する。</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>未請求者のいる対象事業所に対して、順次、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p>	<p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。 iii) 前記 ii) の通知から 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 iv) 前記 i) ~iii) の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。</p>	<p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請依頼書」を送付した (12,325 所、未請求者 16,575 人)。 iii) 21 年度からの新たな取組として、前記 ii) の通知から 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼した (1,922 所、2,398 人 2/22 発送)。 iv) 前記 i) ~iii) の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討した。</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>給付推進スケジュールに基づき、未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を、20 年度は 25,294 所に、21 年度は 34,805 所に依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。一部、22 年度実施予定のものについても前倒しで実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1581 1156 2651 1814"> <thead> <tr> <th colspan="4">【21 年度計画の対策】</th> </tr> <tr> <th>請求勧奨の対象</th><th>依頼所数</th><th>手続要請者数</th><th>請求受付者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19 年度脱退者分</td><td>5,909 所</td><td>3,315 人</td><td>2,514 人</td></tr> <tr> <td>20 年度脱退者分</td><td>6,340 所</td><td>3,688 人</td><td>2,074 人</td></tr> <tr> <td>12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) (都市部)</td><td>18,266 所</td><td>9,077 人</td><td>4,400 人</td></tr> <tr> <td>上記 iii 21/4~6 月脱退者分</td><td>1,922 所</td><td>—</td><td>325 人</td></tr> <tr> <td>小計 ①</td><td>32,437 所</td><td>16,080 人</td><td>9,313 人</td></tr> <tr> <th colspan="4">【21 年度計画以外の前倒し対策】 (22 年度計画での実施予定分)</th></tr> <tr> <td>12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) (都市部以外の一部) ②</td><td>2,368 所</td><td>492 人</td><td>42 人</td></tr> <tr> <td>合計 ①+②</td><td>34,805 所</td><td>16,572 人</td><td>9,355 人</td></tr> </tbody> </table>	【21 年度計画の対策】				請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数	19 年度脱退者分	5,909 所	3,315 人	2,514 人	20 年度脱退者分	6,340 所	3,688 人	2,074 人	12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) (都市部)	18,266 所	9,077 人	4,400 人	上記 iii 21/4~6 月脱退者分	1,922 所	—	325 人	小計 ①	32,437 所	16,080 人	9,313 人	【21 年度計画以外の前倒し対策】 (22 年度計画での実施予定分)				12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) (都市部以外の一部) ②	2,368 所	492 人	42 人	合計 ①+②	34,805 所	16,572 人	9,355 人
【21 年度計画の対策】																																											
請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数																																								
19 年度脱退者分	5,909 所	3,315 人	2,514 人																																								
20 年度脱退者分	6,340 所	3,688 人	2,074 人																																								
12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) (都市部)	18,266 所	9,077 人	4,400 人																																								
上記 iii 21/4~6 月脱退者分	1,922 所	—	325 人																																								
小計 ①	32,437 所	16,080 人	9,313 人																																								
【21 年度計画以外の前倒し対策】 (22 年度計画での実施予定分)																																											
12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) (都市部以外の一部) ②	2,368 所	492 人	42 人																																								
合計 ①+②	34,805 所	16,572 人	9,355 人																																								

<p>③ 加入者への周知広報 これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>ハ 周知の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能とする。過去に中退共事業に加入していた事業所についても、未請求者がいる事業所名をホームページに掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起をこれまで以上に行う。 <p>ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。</p>	<p>ハ 周知の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ホームページに平成 21 年度前半を目途に、中退共事業加入の事業所名及び過去に中退共事業に加入していた未請求者がいる事業所名を掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行う。 <p>ニ 調査、分析 平成 20 年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。</p>	<p>ハ 周知の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 21 年度からの新たな取組として、ホームページで中退共制度加入の事業所名及び過去に中退共制度に加入していた未請求者がいる事業所名を検索することができる「加入事業所検索システム」の掲載を 7 月より開始した。 掲載事業所数 301,376 事業所 (22.3.31 現在) また、個人事業所掲載にあたり、事前に行った事業主への通知等文書の回答により、屋号掲載の希望に応えるべく、掲載用データの整備を行った(9/28 より個人事業所掲載)。 さらに、利用者の利便性を図るために、タブをトップページに移動した。 22 年 10 月を目指して、掲載データの更新として、21/2 月以降加入の事業所データを追加することを決定した。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、引き続き掲載した。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行った。 <p>ニ 調査、分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度までに行った未請求対策による効果を検証し、事業所に対する未請求者住所の情報提供依頼は、脱退後時間の経過と共に情報取得が困難となることから、住所把握方法及び実施時期について検討し、22 年度からは脱退後 3か月時に実施することとした。 ○ 中退共制度への加入経路及び事業主の被共済者への加入周知状況（加入通知書、加入状況のおしらせ）等の調査を目的とした「退職金実態調査」を 10 月に実施した。対象は 20 年度加入企業 (8,021 所、有効回答数 5,200 所、回答率 64.8%)。この結果を今後の未請求対策に反映すべく、調査結果の集計を完了した。 <p>上記口にて住所情報を入手した被共済者に請求要請する際、未請求原因のアンケートを行い、結果を集計した。 回収 6,164 件</p>
---	--	--	---

評価の視点等	評価項目6 中退共事業における退職金未請求者に対する取組	自己評価	A	評定	A
			新たな未請求者の縮減目標に近づけるとともに累積した未請求退職金について取組を着実に実施した		(評定理由) 中退共事業における退職金未請求者に対する取組については、被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により加入周知に努めたことや、21年度計画である19年度、20年度、12年度以前脱退（一部）の未請求者についての住所提供依頼に加えて22年度計画における対策予定である12年度以前脱退の未請求者について予定を前倒して住所提供依頼を行うなど、精力的に実施したことにより、着実に成果を上げているところは評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標]	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成24年度)までに、1%程度とすること。		脱退後2年経過後の未請求率を1.8%に縮減することができた。 (20年度2.0%) (業務実績第2.1. (1) (P. 12) 参照)		
[評価の視点]	・未請求者の縮減に向けた取組に進捗がみられるか。		実績：○ 未請求者縮減対策である事業主に対する未請求者の情報提供依頼及び本人への直接請求要請は、21年度の計画を完了し、更に22年度計画における対策予定の一部に着手した。この結果、21年度中に9,355人の未請求者から請求を受け付けた。 (業務実績第2.1. (1) (P. 13) 参照)		(各委員の評定理由) ・未請求者を減らす取組がきちんと行われており、24年度の目標を達成できると期待できる。 ・中退共事業における未請求者の対応については、最近年次での取組にも関わらず精力的に実施されているところは評価できる。 ・未請求率が縮減した。ホームページ活用による周知を行った。 ・未請求者に対する取組の成果は目標を達成し、高く評価できる。更なる努力を期待したい。 ・未請求率の縮減効果は、ほぼ前年並みかそれ以下である。 ・着実に成果を上げている。 ・計画を上回る成果を上げたと評価できる。 ・改善成果は認めるが、当機構としては当然このように低減措置を講じることが当たり前のことがある。 ・退職金未請求者に対する取組を着実に進めていることは評価できる。引き続き取組を継続すべきである。 ・1%程度（平成24年度）という目標に対して進歩している。
	・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着実に実施しているか。		実績：○ 被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行による加入周知に努めた。 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す「退職金等請求依頼書」を送付した。 21年度（4～6月）の脱退者で、「退職金等請求依頼書」送付後3か月経過しても、未だ未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所情報提供の依頼を行い、得られた情報から本人へ直接請求要請を行った。 (業務実績第2.1. (1) (P. 12) 参照)		(その他意見) ・当初の制度設計と、現在の厚生労働行政をとりまくニーズや評価の変化に対して柔軟に対応できるように、機構の側からもボトムアップの提言により効果的に未請求者を削減できるような体制確保を、政策決定側に働きかけるべきではないだろうか。単なる政策実施機関から、まさに現場の受給者のニーズを組み上げる形での有効な政策決定という高度な独立行政法人のあり方にシフトしていくべきではないか。
	・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。		実績：○ 21年度計画である19年度、20年度、12年度以前脱退（一部）の未請求者についての住所提供依頼を行った。更に22年度計画における対策予定である12年度以前脱退の未請求者について、予定を前倒して住所提供依頼を発送した。 (業務実績第2.1. (1) (P. 13) 参照)		
	・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。		実績：○ 中退共制度に加入していることの認識を深め、新たな未請求退職金の発生を防止する対策として、21年度に新規・追加加入した被共済者宛に事業主を通じて「加入通知書」を発行した。 また、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の一部分を、被共済者への制度加入周知の向上を目的とした被共済者単位に切り離せる仕様（「加入状況のおしらせ」）に変更し、発送した。 ホームページで中退共加入事業所を検索することができる「加入事業所検索システム」の掲載を21年7月より開始した。更に、22年度において事業所データを追加更新することを決定した。 また、ホームページ掲載や「中退共だより」等事業主への送付書類において注意喚起を行った。 (業務実績第2.1. (1) (P. 12, 14) 参照)		
	・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。		実績：○ 加入経路及び事業主の被共済者への加入周知状況等の調査・集計、未請求者への請求要請の際に未請求原因のアンケート調査・集計を実施すると共に、20年度までの未請求対策の検証により、脱退者の住所把握方法及び実施時期について、今後の有効な対策に反映させるための検討を開始した。 (業務実績第2.1. (1) (P. 14) 参照)		

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績										
(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業										
<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。 ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。 ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。 	<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等</p> <p>イ 長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する（データベース化は平成16年度～19年度新規加入者分を含む。）。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する长期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv) これまでの长期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、前記iii)と同様の措置を講ずる。 v) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 	<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等</p> <p>イ 長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。 ii) 過去3年間手帳の更新のない被共済者に対する长期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の現況等を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 <p>【长期未更新者調査】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査件数</td><td>33,059人</td><td>39,047人</td><td>34,387人</td><td>33,690人</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○21年度調査件数 33,690人 <ul style="list-style-type: none"> うち、手帳更新した者 4,053人 退職金請求した者 1,434人 iii) これまでの长期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、調査票を回収集計し、被共済者の現況等を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 これにより、全ての长期未更新者に対して現況把握の取組が完了した。 ○要請件数 52,092人 <ul style="list-style-type: none"> うち、手帳更新した者 155人 退職金請求した者 1,710人 iv) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 		18年度	19年度	20年度	21年度	調査件数	33,059人	39,047人	34,387人	33,690人	<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等</p> <p>イ 長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知（被共済者に対する通知 144,827 件）するとともに、把握した住所情報をデータベース化した（144,827 件）。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる措置を講じた。
	18年度	19年度	20年度	21年度									
調査件数	33,059人	39,047人	34,387人	33,690人									

<p>② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 	<p>vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金の支払時に名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。</p> <p>vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>□ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るために、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記i)、ii)の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させる。 iv) 実態調査等を通じて共済証紙の貼付状況等に関して把握する。 	<p>v) 被共済者重複チェックシステム等を活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。</p> <p>vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌掲載（事業主団体、市町村） 98件 <p>vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>□ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るために、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。 【加入・履行証明書発行枚数 105,828枚】 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 【制度説明会 16会場 出席者1,719人】 【加入・履行証明書発行枚数 105,828枚】 iv) 建退共事業に係る履行状況等を把握するため、事業主等に対する実態調査を実施した。 ・調査結果をとりまとめ、対象事業所における共済証紙の貼付状況等を把握した。 平成22年4月1日 ホームページ掲載 v) 共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、19年度と比較して約21億円減少した。 	<p>v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。</p> <table border="0"> <tr> <td>○20年度加入者</td> <td>137,431人</td> </tr> <tr> <td>　　うち、重複加入者</td> <td>1,550人</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>○20年度退職者</td> <td>84,582人</td> </tr> <tr> <td>　　うち、追加支給者</td> <td>42人</td> </tr> </table> <p>vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌掲載（事業主団体、市町村） 98件 <p>vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>□ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付21,507件）した。 ・19年度の要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付2,860件）した。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。 【加入・履行証明書発行枚数 105,828枚】 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 【制度説明会 16会場 出席者1,719人】 【加入・履行証明書発行枚数 105,828枚】 iv) 建退共事業に係る履行状況等を把握するため、事業主等に対する実態調査を実施した。 ・調査結果をとりまとめ、対象事業所における共済証紙の貼付状況等を把握した。 平成22年4月1日 ホームページ掲載 v) 共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、19年度と比較して約21億円減少した。 	○20年度加入者	137,431人	うち、重複加入者	1,550人	○20年度退職者	84,582人	うち、追加支給者	42人
○20年度加入者	137,431人										
うち、重複加入者	1,550人										
○20年度退職者	84,582人										
うち、追加支給者	42人										

<p>③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。 ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。 ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。 	<p>② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。</p> <p>iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p>	<p>② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。</p> <p>ii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し電話による情報提供の依頼を行い、判明した被共済者の住所に更新手続き及び退職金の請求依頼等の文書を送付し、把握した住所情報をデータベース化した（8月から実施）。</p> <p>iii) 最終更新契約者が不明のため長期未更新者調査が出来ずにいた被共済者について、21年度新たに加入申込書により住所の整備・データベース化を行い、データベース化を終えた3,443人に対し、更新手続き及び退職金の請求依頼等の文書を送付した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査実施</th> <th>3,443人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職金支払件数</td> <td>1,288人</td> </tr> <tr> <td>手帳更新</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請した。</p> <p>・21年度調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新</th> <th>請求受付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人</td> <td>0人</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未回答の契約者に対する電話等調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新</th> <th>請求受付</th> <th>移動通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度末累計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新</th> <th>退職金請求</th> <th>移動通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,304人</td> <td>55人</td> <td>2,691人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、21年度事業計画では予定していなかったが、長期未更新者調査の対象外となる掛金納付実績24月末満の長期未更新者について、加入時の住所を基に加入の古い者から、順次、住所の整備・データベース化を行い、21年度は3,574人に調査票を送付した。</p> <p>調査実施 3,574人 返納届提出等による返納処理 2,738人</p>	調査実施	3,443人	退職金支払件数	1,288人	手帳更新	14人	調査対象者	手帳更新	請求受付	40人	0人	22人	調査対象者	手帳更新	請求受付	移動通算	15人	3人	4人	2人	調査対象者	手帳更新	退職金請求	移動通算	7,304人	55人	2,691人	9人
調査実施	3,443人																													
退職金支払件数	1,288人																													
手帳更新	14人																													
調査対象者	手帳更新	請求受付																												
40人	0人	22人																												
調査対象者	手帳更新	請求受付	移動通算																											
15人	3人	4人	2人																											
調査対象者	手帳更新	退職金請求	移動通算																											
7,304人	55人	2,691人	9人																											

<p>v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去 3 年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。 iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 	<p>iv) ホームページ、業界紙及びポスター等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>v) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去 3 年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。 iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 	<p>iv) 引き続き、清退共ホームページに共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の記事を掲載し、ポスター、パンフレットについては、必要時にすぐ使用できるよう清退共ホームページからダウンロード可能とした。また、杜氏組合、相談員に共済契約者用・被共済者用注意喚起パンフレットを送付した（1,750 部）。</p> <p>v) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう文書により要請した。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、住所情報をデータベース化した（2,778 人）。 ii) 共済手帳の更新時において、共済手帳に記入された被共済者の住所情報のデータベース化を開始した（1,621 件）。 iii) 過去 3 年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した結果、退職金請求 2,601 人、更新等手続 571 人となった。 また、21年度新たに証紙貼付実績が12月以上、24月末満の長期未更新者1,267人に対し、手続等の要請を行った結果、退職金請求等88人、手帳返納等手続366人となった。 <ul style="list-style-type: none"> ・住所情報等が得られていない被共済者について、関係業界団体に対し、情報提供の協力を要請し、協力の下に入手した住所宛、手続の要請を行った。 ・長期未更新者への取組の一環として、国有林野事業受託事業体のうち、不履行事業体名簿を林野庁に提供し、更新手続等の指導について要請した（11/20） ・制度不履行受託事業体に対する現況調査の実施。 ・21 年度末累計 <table border="1" data-bbox="1581 1612 2416 1731"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新等 (含移動通算)</th> <th>退職金請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,942 人</td> <td>571 人</td> <td>2,601 人</td> </tr> </tbody> </table> iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかつた場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 	調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求	5,942 人	571 人	2,601 人
調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求						
5,942 人	571 人	2,601 人						

	v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	v) ホームページ、事業主団体の広報誌及びポスターなどを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。	v) 新規加入時に証紙の貼付満了における速やかな共済手帳の更新申請、手帳の更新時に被共済者の退職時における退職金請求の意思確認等を要請する旨のチラシを共済契約者に配布した。 また、ホームページ、事業主団体の広報誌及びポスターなどを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請を行った。(7/14)
評価の視点等	評価項目 7 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	自己評価 B 長期未更新者調査などの各種取組により、手帳更新、退職金請求などの改善が見られた。また、被共済者の住所の把握や周知広報は着実に進めることができた。	評定 B (評定理由) 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組については、加入通知書の発行による長期未更新の発生防止や、既加入者に対する長期未更新調査による長期未更新者縮減に向けた取組が行われており、着実に成果に結びついている。地道な作業故に大きく目標を上回ることは難しいが、取るべき取組を行っていると認められる。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。
[数値目標] ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から 130 億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に關して把握し、取組の充実を図ること。	共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、19年度と比較して約21億円減少した。 (業務実績第2.1. (2) ① (P. 18) 参照)	実績：○ 確実な退職金支給のため、新規加入者に対する加入通知の発送、既加入者に対する長期未更新調査、制度普及に關し関係業界団体への協力要請、被共済者及び契約者用パンフレットの配布など、計画に基づき積極的に取り組んだ。 建退共事業においては、事業主を通じて、過去3年間手帳の更新のない被共済者の住所を調査・把握をしたほか、これまでの長期未更新者調査において対象とならなかった被共済者を把握し、手帳更新、退職金請求の手続きをとる等の要請をした。 清退共事業においては、計画上の確実な退職金支給のための取組のほか、長期末更新者において最終手帳更新契約者が不明のため調査が出来ずにいた被共済者について、加入時の申込書により住所の整備・データベース化を行い、更新手続き及び退職金の請求依頼文書を送付した。また、長期未更新者調査の対象外の被共済者についても、加入現況調査を行い、これに基づく適切な処理を実施した。 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体及び認定事業体について履行状況を把握し、証紙未購入及び未更新の事業体の実態調査を行い、状況に応じた指導を行うとともに、未加入事業体及び不履行事業主の名簿を林野庁に提供し、加入促進及び履行確保の協力を要請した。 (業務実績第2.1. (2) (P. 16～20) 参照)	(各委員の評定理由) ・ 長期末更新者を減らす取組が着実に行われている。 ・ 特定業種退職金共済においては、手帳方式のため直接的に未更新者に働きかける手段が少なく、専ら記載住所・電話番号への連絡、あるいは事業主への働きかけなどに限られるが、それでも地道に連絡や働きかけの努力をすることによって着実に成果は上がっていると判断できる。 ・ 加入通知書を発行した。被共済者住所のデータベース化を行った。 ・ 着実に目標を達成している。 ・ 達成度は目標範囲内である。 ・ 長期末更新者への対策を検討すべき。 ・ 計画に基づき取り組んだと評価する。一層の努力をお願いしたい。 ・ 着実に、少しづつではあるが成果に結びついている。 ・ 長期末更新者の発生を防止する対策を進めていることは評価できる。引き続き取組を持続すべきである。 ・ 地道な作業故に大きく目標を上回ることは難しいが、取るべき取組を行っている。
[評価の視点] ・共済手帳の長期未更新者への個別の要請等の取組を着実に実施しているか。	(その他意見) ・ 対象者が少ない割にはコストがかかり、効果も目に見えた変化が期待できないものであるが、いわゆるワーキング・プア対策や引退後の労働者の生活の安定など、必ずしも安定しているとは言えないこの分野の労働者の福祉に資する制度であり、なお一層の努力が期待される。		

<ul style="list-style-type: none">・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。	<p>実績：○</p> <p>事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。さらに、ホームページに共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>建退共事業においては、被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。また、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>(業務実績第2.1. (2) (P.16～20) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none">・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	<p>実績：○</p> <p>共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し(21,507件)、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底するとともに、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。</p> <p>実態調査の結果をとりまとめ、対象事業所における共済証紙の貼付状況等を把握した。</p> <p>(業務実績第2.1. (2) ① (P.17) 参照)</p>	

(評価項目 7)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 功 実 績
2 サービスの向上 (1) 業務処理の迅速化 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画実施に併せ、4事業本部一体となり処理期間を短縮すること。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画の実施に併せ、以下のとおり退職金等支給に係る処理期間の短縮等を行う。 i) 中退共事業においては、引き続き受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）に支払う。 ii) 建退共事業においては、引き続き受付から 30 日以内に支払う。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内に支払う。 現行の退職金等支給に係る処理期間は以下のとおりである。 i) 中退共事業においては 25 日以内。 ii) 建退共事業においては 30 日以内。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては 39 日以内。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 機構が作成した「事務処理等の改善計画」に基づき、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて同計画の見直しを行う。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行う。 i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 39 日以内。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、中期計画期間中、21年度の機構の「事務処理改善計画」を取りまとめた(4/28)。 【21年度事務処理改善計画】 機構内事務処理に関すること 31 件 加入者が行う手続に関すること 25 件 (機構内事務処理等の改善) ・ホームページに「加入事業所検索システム」を掲載（中退共） ・ホームページのリニューアルを行った（中退共） ・委託金融機関一覧のデータ回覧（中退共） ・被共済者の住所データベース化（清退共） (加入者が行う手続の改善) ・ホームページの加入証明書様式に住所等連絡先を追加（中退共） ・ホームページの退職金試算依頼書様式に F A X 番号を追加（中退共） (その他) ・迅速な電話対応ができるよう電話交換業務と相談業務を統合するための検討・準備を行った（中退共） ・職員等からの提案を受け付ける「業務改善目安箱」の設置を行うとともに、職員全員に「業務改善目安箱」の設置について周知した(1/26)。 ② 契約締結及び退職金支給に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行った。 i) 中退共事業においては、受付から支払いまでの処理期間 25 日（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）を維持するとともに、その期間が維持されていることの検証を行った。 ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内に支払うとともに、その期間が維持されていることの検証を行った。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 39 日以内に支払うとともに、その期間が維持されていることの検証を行った。 (両事業とも、書類不備等の場合を除き、30 日程度で支払うことができた。)

評価の視点等	評価項目 8 業務処理の簡素化・迅速化	自己評価 B	評定 B
		退職金等支給に係る処理期間について、各事業本部とも年度計画の目標を達成した。	(評定理由) 業務の処理については、目標どおりの処理日数となっている。 また、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手續及び事務処理等の再点検を行い、電話交換業務と電話相談業務の統合に向け、検討・準備を行なったと認められる。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。
[数値目標]	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業においては、受付から 25 日以内。 建退共事業においては、受付から 30 日以内 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 39 日以内。 	<p>中退共事業においては、書類不備等を除きすべて退職金等請求受付から25日以内に支払った。</p> <p>建退共事業においては、書類不備等を除きすべて受付から30日以内に支払った。</p> <p>清退共事業・林退共事業においては、すべて受付から39日以内に支払った。（清退共・林退共事業とも、書類不備等の場合を除き、30日程度で支払うことができた。）</p> <p>（業務実績第2.2. (1) (2) (P. 22) 参照）</p>	(各委員の評定理由) <ul style="list-style-type: none"> 業務処理の簡素化・迅速化に向けた対応が着実に行われている。 現在この作業は道半ばであり、システムの再構築が行われれば、業務の簡素化・迅速化の数値目標はさらに短縮されて目に見えた成果につながることが期待される。 ホームページやデータベースの活用により、手続を迅速化した。電話交換業務と相談業務を統合するための検討を行った。 目標を達成。 年度計画の範囲内に留まっている。 計画に基づく成果を上げたが、一層の努力をお願いしたい。 目標どおりの処理日数となっている。
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手續及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 	<p>実績：○</p> <p>加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手續及び事務処理等の再点検を行い、諸手續・事務処理等の再点検及び中期計画期間中、21年度の機構の「事務処理改善計画」を取りまとめ、適宜、その見直しを行った。機構内事務処理に関する件数31件、加入者が行う手続きに関する件数25件であった。</p> <p>加入者等への迅速なサービス向上を目指し、電話交換業務と電話相談業務の統合に向け、検討・準備を行なった。</p> <p>（業務実績第2.2. (1) (P. 22) 参照）</p>	(その他意見) <ul style="list-style-type: none"> 簡素化・迅速化というのは、4事業の制度を少人数で（人手をかけずに）一体化・一本化することである。数値目標の一本化に向けてどのように努力をしているのか。（処理期間がまちまちである。）
	<ul style="list-style-type: none"> 職員等の提案を受けながら、業務改善の取組を適切に講じているか。 	<p>実績：○</p> <p>職員等からの提案を受け付ける「業務改善目安箱」の設置を行い、職員全員に「業務改善目安箱」の設置について周知を行い、業務について改善案を求めた。</p> <p>（業務実績第2.2. (1) (2) (P. 22) 参照）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、退職金支給に係る処理期間の短縮が行われているか。 	<p>実績：－</p> <p>業務・システム最適化は、平成22年10月以降に実施することとしており、この実施に伴い、退職金支給にかかる処理期間の短縮が行われることとなる。</p>	

(評価項目 8)

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

これまでの加入者の照会・要望等への対応に係る取組に加え、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させること。

また、共済契約者等からの相談については、回答の標準化によりホームページ等を活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図ること。

① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。

② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ&A等に反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるよう仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。

② 相談業務については、引き続き相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

① ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見等を集計した。
(添付資料③ ホームページサイトマップ)

参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント	計
1,553件	74件	191件	192件	2,010件

中退共事業においては、以下のとおり情報提供の充実及び加入者の要望への対応を図った。

- ・共済契約者等からの諸手続の方法や制度に関するQ&A等、ホームページにおける情報提供のあり方について見直しを行い、利用者のニーズに沿った誘導ができるようタブの新設(お客様サービスコーナー新設)等によるリニューアルを行った(6/2)。また、個別の相談業務については、引き続き電話により行う等、サービス向上を図った。
- ・アンケート等における加入者の要望を基に、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の一部分を、被共済者への制度加入周知の向上を目的とした被共済者単位に切り離せる仕様(「加入状況のおしらせ」)に変更し、発送した(発送期間 4/28～5/7 370,136件)。

○常に新しい情報を提供

- ・21年度の付加退職金支給率告示後に適年からの引渡金額早見表を掲載。
- ・適年移行に係る企業訪問の無料相談の対象地域を長野、新潟を加えた1都10県に拡大した旨の告知。
- ・中退共一般制度説明会・個別相談会の開催案内を掲載。
- ・適年移行説明会の開催案内を掲載。
- ・福岡相談コーナーの移転の告知。

② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声ハガキ」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。
(添付資料④ ホームページ上における照会・要望の受付状況(21年度))
(添付資料⑤ 「ご利用者の声」21年度集計結果)

○ホームページからの「ご意見・ご質問」受付件数は、1,231件であった。

内、苦情は16件であった。苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした。

○相談窓口に設置した「ご利用者の声ハガキ」受付件数

合計	非常に役に立った	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかつた	全く役に立たなかつた	お礼意見	苦情意見	その他意見
93件	62件	30件	1件	0件	0件	12件	2件	79件

※ハガキ記載のご意見例

- ・「事前認識が乏しい中で中退共の移行を検討していた為、今後移行へ向け何をすべきかがクリアになった。移行シミュレーションの紹介など、具体的な次の一手を紹介して貰い有意義であった。セミナーにも出席してみたい。」
- ・「大変親切にご指導いただきました。当方の不勉強もありましたが、目の前の霧が晴れた思いです。ありがとうございました。」
- ・「中退共の掛金の過去勤務通算について親切にデータをシミュレーションしていただきました。参考になりました。」
- ・「突然訪問したのですが、担当者はじめみなさん明るく接して下さいました。ありがとうございました。」

	<p>③ 共済契約者等に対する機関誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。</p> <p>③ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。</p>	<p>○中退共事業においては、平成 21 年度退職金相談コーナー目標管理を定め、各コーナーにその趣旨を徹底するよう指示するとともに、各コーナーの相談員に対するヒアリングを実施した（6/3～7/10）。また、各相談コーナーの相談員のヒアリング（上半期実施）での質問・要望等を踏まえ、相談対応Q&Aの見直しを実施した。</p> <p>○中退共代表電話における相談業務については、これまで、電話交換手を経由しての担当部署取次ぎとなっていたため、相談者を待たせることなく迅速な対応ができるよう体制の見直しを行い、22 年 4 月より電話交換業務と相談業務を統合するための検討・準備を行った。</p> <p>③ ホームページを活用した機構の組織等に関する情報公開については、「年間ホームページ掲載計画」を基に適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。</p> <p>〔主な更新情報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の状況 ・平成 21 事業年度計画 ・平成 20 事業年度財務諸表 ・平成 20 年度事業報告書及び、業務実績の評価結果 ・独立監査人の監査報告書 ・資産運用の状況 ・資産運用結果に対する評価報告書 ・法人文書ファイル管理簿 ・役員の報酬等及び職員の給与の水準 ・中退共だより ・「事業概況(中退共事業)」(毎月) ・「事業月報(建退共事業)」(毎月) ・建設業退職金共済制度紹介動画を設置 ・掛金助成自治体ホームページ（中退共のバナー広告）とのリンク ・未請求対策の一環としてホームページ上で中退共に加入している事業所を検索するシステムを構築 ・役員の公募 ・中退共制度創設 50 周年 CM 用に作成した動画を配信 ・平成 21 年度の付加退職金支給率告示後に適年からの引渡金額早見表を掲載。 ・適年移行に係る企業訪問の無料相談の対象地域を長野、新潟を加えた 1 都 10 県に拡大した旨の告知。 ・中退共一般制度説明会・個別相談会の開催案内を掲載。 ・適年移行説明会の開催案内を掲載。 ・福岡相談コーナーの移転の告知。
--	--	--

評価の視点等	評価項目 9 情報提供の充実等	自己評価	A	評定	A
[数値目標] ・第一期中期目標最終年度（19年度）と比べてホームページアクセス件数が10%以上増加しているか。	ホームページによる情報提供の充実に努めるとともに、ホームページからのご意見・ご質問等に的確に対応した。 第一期中期目標最終年度（19年度）と比べて機構ホームページアクセス件数が約37.3%増加した。 平成19年度 194,038件 ⇒ 平成21年度 266,369件 (平成20年度 230,877件)			(評定理由) 情報提供の充実等については、ホームページ上のQ&Aに対する意見を集計し、主な質問について反映したほか、中退共事業においては、ホームページ上で制度加入企業名を検索することができるシステムの開発及びデータ整備を行い、平成21年7月に掲載を開始している。 ホームページアクセス件数が37.3%増加して目標を大きく上回った点は評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。	
[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	実績：○ ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計し、主な質問については、ホームページ上のQ&A等に反映した。 ホームページからのご意見・ご質問、ご利用者の声ハガキを基に相談業務の満足度を集計。苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、懇切丁寧な対応を徹底した。 (業務実績第2.2. (2) ①、② (P.24) 参照)			(各委員の評定理由) ・ ホームページアクセス数が大幅に増加したことは評価できる。 ・ ホームページアクセス件数が37.3%増加した。 ・ ホームページアクセス件数が目標を大幅に上回った。 ・ アクセス件数が目標値を上回って達成された。 ・ 計画どおりであるが、ホームページの充実は大いに評価できる。 ・ 加入者への情報提供は当然のこと。今よりも早く、より確実な情報を提供していくことこそ使命。 ・ 目標を大きく上回るアクセス件数となっている。	
・共済契約者等からの要望苦情に対して分析対応など業務改善の取組を適切に講じているか。	実績：○ 相談者の疑問に的確な対応が出来ているか検証するとともに、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供し引き続き懇切丁寧な対応を徹底した。また中退共事業においては、ホームページ上で制度加入企業名を検索することができるシステムの開発及びデータ整備を行い、平成21年7月に掲載を開始した。			(その他意見) ・ 示されている数値から見れば目標は達成されていると見るべきだろうが、情報提供の目的は本来何かと言うことを考えれば、被支給者、事業主とともに目的の情報にたどり着くことができたのか、判断において実際に役に立ったのかどうかなどのもう少し立ち入った聞き方が必要なのではないか。P D C A本来の目的に沿った情報評価とフィードバックによるシステム改善を望む。	
・相談業務における加入者の照会・要望等への適切な対応に向けた取組が実施されているか。	実績：○ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 (業務実績第2.2. (2) ③ (P.25) 参照)				

(評価項目9)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績
(3) 積極的な情報の収集及び活用 加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	(3) 積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 每月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。 ④ 建退共事業においては、建退共事業に係る履行状況等を把握するため、事業主等に対する実態調査を実施し、調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	(3) 積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。 ④ 建退共事業においては、建退共事業に係る履行状況等を把握するため、事業主等に対する実態調査を実施し、調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	(3) 積極的な情報の収集及び活用 ① 中退共参与会(11/17)、特退共参与会(11/25)をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の20年度及び中期目標期間の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。 また、退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組と事業仕分けについて報告を行い、参与からの意見を聴取した。 さらに、中退共、特退共の合同参与会(3/25)を開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告と中退共制度加入企業の実態調査の結果報告、退職金機構ビルのあり方に関する検討会報告書を報告し、参与からの意見を聴取した。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済制度への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・「事業概況、事業月報」(中退共事業・建退共事業) ・「事業季報」(清退共事業・林退共事業) ○毎月、各退職金共済制度への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ○特退共の利回り改定等の検討に資するため、引き続き将来推計の前提条件等について、厚生労働省と調整を行った。 ③ 中退共事業においては今後の加入促進に役立てるため、「中退共だより8号」において、追加加入申込の動機等についてのアンケート及び中退共制度に係るご意見・ご要望の調査を実施した。 (回答) 追加申込の動機等アンケート: 5,899件 制度に係るご意見ご要望調査: 3,927件 (集計に当たっては、全て空白、同一人からの複数枚送付のものは件数から除いている) また、中退共制度への加入経路等の調査を目的とした「退職金実態調査」を10月に実施した。対象は20年度加入企業(8,021所、有効回答数5,200所、64.8%)。この結果を今後の加入促進等に反映すべく、22年2月調査結果の集計を完了した。 ○20年度に実施した「退職金実態調査」の結果及び加入者へのアンケートにおける意見を反映し、年1回事業所へ送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」の様式について従業員ごとに切り離せる「加入状況のお知らせ」を併せたものにすることにより、従業員への制度加入周知の向上を図った。 ④ 建退共事業においては、新たに、「手帳への証紙貼付状況について」も含んだ調査を実施した。実態調査の結果において、建退共事業に係る履行状況等が把握でき、現状の取組みが着実に成果を上げていることを確認した。 ・平成22年4月1日 ホームページ掲載

評価の視点等	評価項目 10 積極的な情報の収集及び活用	自己評価 B	評定 B
[数値目標] -	参与会における有識者の意見及び実態調査の結果を踏まえ今後の業務運営のあり方を検討した。		(評定理由) 積極的な情報の収集及び活用については、外部の専門家で構成する中退共参与会及び特退共参与会をそれぞれ開催し、参与からの意見を聴取するなど、計画に沿って、外部からの情報を当機構の運営に反映させる対応がなされている。また、中退事業では平成20年度に実施した「退職金実態調査」の結果及び加入者へのアンケートにおける意見を反映し、年1回事業所へ送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」の仕様を21年度より変更して、従業員ごとに切り離せる「加入状況のお知らせ」を掲載している。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。
[評価の視点]	<p>実績：○ 外部の専門家で構成する中退共参与会(11/17)、特退共参与会(11/25)をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の20年度及び中期目標期間の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。 また、退職金未請求者・長期未更新者に対する機構の取組と事業仕分けについて報告を行い、参与からの意見を聴取した。 さらに、中退共・特退共の合同参与会(3/25)を開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告と中退共制度加入企業の実態調査の結果報告、退職金機構ビルのあり方に関する検討会報告書を報告し、参与からの意見を聴取した。また、中退事業では平成20年度に実施した「退職金実態調査」の結果及び加入者へのアンケートにおける意見を反映し、年1回事業所へ送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」の仕様を21年度より変更して、従業員ごとに切り離せる「加入状況のお知らせ」を掲載することにより、制度加入周知の向上を図った。 (業務実績第2.2. (3) ①、③ (P. 27) 参照)</p> <p>実績：○ 毎月、各退職金共済制度への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 特退共の利回り改定等の検討に資するため、引き続き将来推計の前提条件等について、厚生労働省と調整を行った。 (業務実績第2.2. (3) ② (P. 27) 参照)</p>	(各委員の評定理由) <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に沿って、外部からの情報を当機構の運営に反映させる対応がなされている。 ・ 実態調査を行い、その結果を先の業務運営に反映させた。 ・ 着実な成果の確保。 ・ 計画の範囲内に留まっている。 ・ 計画に沿って進めている。 ・ 目標に定めた情報収集を行い、業務運営に反映させている。 	
・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。			(その他意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 確かに給与事務を扱っている社労士や税理士、会計士は重要なツールである。 ・ 401Kが大幅に増加傾向にある。それにどのように対抗していくかとしているのか。はっきりとした方針を打ち出すことが急務である。 ・ 情報の収集や活用だけでなく、機構の退職金制度がもつ事業主の立場から設計された制度という経緯による制度の弱点を補強するためには、加入者への周知徹底、事業主に対する社会保障の一端を担っているという社会的責任意識の喚起など、この軸でやるべき事は更に多い。
・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。			

(評価項目 10)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績																																																																				
3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施																																																																				
<p>中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となつたものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済事業への加入促進対策を効果的に実施すること。</p>	<p>(1) 加入目標数</p> <p>中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 中退共事業においては 1,943,000人</td><td>400,600人</td></tr> <tr> <td>② 建退共事業においては 640,000人</td><td>131,000人</td></tr> <tr> <td>③ 清退共事業においては 750人</td><td>160人</td></tr> <tr> <td>④ 林退共事業においては 11,500人</td><td>2,300人</td></tr> <tr> <td>合計 2,595,250人</td><td>534,060人</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。</p> <p>なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を作成し、機 	① 中退共事業においては 1,943,000人	400,600人	② 建退共事業においては 640,000人	131,000人	③ 清退共事業においては 750人	160人	④ 林退共事業においては 11,500人	2,300人	合計 2,595,250人	534,060人	<p>(1) 加入目標数</p> <p>平成 21 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 中退共事業においては 400,600人</td><td>400,600人</td></tr> <tr> <td>② 建退共事業においては 131,000人</td><td>131,000人</td></tr> <tr> <td>③ 清退共事業においては 160人</td><td>160人</td></tr> <tr> <td>④ 林退共事業においては 2,300人</td><td>2,300人</td></tr> <tr> <td>合計 534,060人</td><td>534,060人</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施する。なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業8か所、建退共事業2か所)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。 	① 中退共事業においては 400,600人	400,600人	② 建退共事業においては 131,000人	131,000人	③ 清退共事業においては 160人	160人	④ 林退共事業においては 2,300人	2,300人	合計 534,060人	534,060人	<p>(1) 加入目標数</p> <p>平成 21 年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。</p> <table> <thead> <tr> <th>21 年度</th><th>機 構</th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標(人)</td><td>534,060</td><td>400,600</td><td>131,000</td><td>160</td><td>2,300</td></tr> <tr> <td>加入実績(人)</td><td>552,463</td><td>404,586</td><td>144,944</td><td>155</td><td>2,778</td></tr> <tr> <td>達 成 率(%)</td><td>103.4</td><td>101.0</td><td>110.6</td><td>96.9</td><td>120.8</td></tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>(参考) 20 年度</th><th>機 構</th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標(人)</td><td>539,070</td><td>400,600</td><td>136,000</td><td>170</td><td>2,300</td></tr> <tr> <td>加入実績(人)</td><td>551,704</td><td>411,561</td><td>137,431</td><td>164</td><td>2,548</td></tr> <tr> <td>達 成 率(%)</td><td>102.3</td><td>102.7</td><td>101.1</td><td>96.5</td><td>110.8</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、中小企業の経営環境が一層厳しい状況にある中、適年の未移行企業に対して各地で制度説明会の開催や相談会の開催、アンケート調査による個別企業訪問等を積極的に実施し、また、委託団体の積極的活用などにより加入促進に努めた結果、目標を上回る（達成率 101.0%）加入者の獲得となった。 ・建退共事業においては、建設業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある中、効果的な加入促進を実施した結果、加入実績が加入目標数を上回った。 ・清退共事業においては、酒の嗜好の変化等を背景とした清酒離れにより製造量の減少を受けて加入目標をわずかに下回った。 ・林退共事業においては、森林吸収源対策による補助金措置等、林業界にとって明るい兆しがあることに加え、国有林野事業受託事業体など優良な事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施することにより目標を達成したと考える <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>上記「(1) 加入目標数」を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ積極的に実施した。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業8か所、建退共事業2か所)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。 	21 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標(人)	534,060	400,600	131,000	160	2,300	加入実績(人)	552,463	404,586	144,944	155	2,778	達 成 率(%)	103.4	101.0	110.6	96.9	120.8	(参考) 20 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標(人)	539,070	400,600	136,000	170	2,300	加入実績(人)	551,704	411,561	137,431	164	2,548	達 成 率(%)	102.3	102.7	101.1	96.5	110.8
① 中退共事業においては 1,943,000人	400,600人																																																																						
② 建退共事業においては 640,000人	131,000人																																																																						
③ 清退共事業においては 750人	160人																																																																						
④ 林退共事業においては 11,500人	2,300人																																																																						
合計 2,595,250人	534,060人																																																																						
① 中退共事業においては 400,600人	400,600人																																																																						
② 建退共事業においては 131,000人	131,000人																																																																						
③ 清退共事業においては 160人	160人																																																																						
④ 林退共事業においては 2,300人	2,300人																																																																						
合計 534,060人	534,060人																																																																						
21 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																																		
加入目標(人)	534,060	400,600	131,000	160	2,300																																																																		
加入実績(人)	552,463	404,586	144,944	155	2,778																																																																		
達 成 率(%)	103.4	101.0	110.6	96.9	120.8																																																																		
(参考) 20 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																																		
加入目標(人)	539,070	400,600	136,000	170	2,300																																																																		
加入実績(人)	551,704	411,561	137,431	164	2,548																																																																		
達 成 率(%)	102.3	102.7	101.1	96.5	110.8																																																																		

	<p>報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ハ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p>	<p>構(各本部、支部、相談コーナー等)に備付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施するとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ上で配信する。</p> <p>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>また、中退共事業及び建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。</p> <p>ハ 10月の加入促進強化月間に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレット等の配布</td> <td>3,500 部</td> <td>45,252 部</td> <td>672 部</td> <td>940 部</td> </tr> <tr> <td>備付先</td> <td>7か所</td> <td>49か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・備付先には、本部は含まない。 ・各支部、相談コーナーには、4共済制度のパンフレットを相互に備付けている。</p> <p>○中退共事業においては、 • 引き続き制度紹介用動画をホームページ上で配信した。(アクセス 11,591 件) • 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を相談コーナーに備え付けて配布した。(3,500 枚) • 21年度版のポスター、ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等に配布して共済制度の周知広報を図った。 • ホームページに、「中退共設立50周年」をモチーフとしてテレビCM用に作成した動画を配信(10月2日～1年間)。(3月末までのアクセス件数 761 件)</p> <p>○建退共事業においては、 • 制度紹介用動画をホームページ上で配信した。</p> <p>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <p>【広報資料の窓口備付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼した団体等の数</td> <td>7,697 件</td> <td>2,785 件</td> <td>2,377 件</td> <td>2,459 件</td> </tr> <tr> <td>資料配布部数</td> <td>455,297 部</td> <td>78,354 部</td> <td>11,707 部</td> <td>4,506 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【記事掲載依頼】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>依頼した団体等の数</td> <td>6,539 件</td> <td>1,845 件</td> <td>9 件</td> <td>109 件</td> </tr> <tr> <td>掲載件数</td> <td>504 件</td> <td>217 件</td> <td>6 件</td> <td>14 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中退共事業においては、 • 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備え付け 7,697 件 455,297 部) (記事掲載依頼 658 件) • 6月のサブ月間に地方自治体(1,804 自治体)及び業務委託・復託団体(3,170 団体)に広報誌等への無料記事の掲載を依頼した。また、職員等が事業主団体等を直接訪問し無料記事の掲載を依頼(職員 27 件、普及推進員 881 件)した。その結果、504 件の記事掲載があった。 • 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した(377 枚)。</p> <p>○建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した。6,076 部</p> <p>ハ 10月の加入促進強化月間に向けて、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。</p> <p>〈中退共事業〉10月の加入促進強化月間に、中退共制度の広報を実施するにあたり、掛金助成自治体のホームページにバナー広告を掲載。</p> <p>【掲載先】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 千葉県柏市 他 17 自治体 • 10月 11月の加入促進強化月間を含めた 2か月間、地上波で全国ネットに近い放送番組において「中退共設立50周年」をモチーフとした 30 秒のテレビCM放送を実施。 <p>〈建退共事業〉10月の加入促進強化月間に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 本部 業界新聞掲載 4回 ii) 支部 テレビ放送 66回 iii) ラジオ放送 563回 		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	パンフレット等の配布	3,500 部	45,252 部	672 部	940 部	備付先	7か所	49か所	47か所	47か所		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	7,697 件	2,785 件	2,377 件	2,459 件	資料配布部数	455,297 部	78,354 部	11,707 部	4,506 部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	6,539 件	1,845 件	9 件	109 件	掲載件数	504 件	217 件	6 件	14 件
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																												
パンフレット等の配布	3,500 部	45,252 部	672 部	940 部																																												
備付先	7か所	49か所	47か所	47か所																																												
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																												
依頼した団体等の数	7,697 件	2,785 件	2,377 件	2,459 件																																												
資料配布部数	455,297 部	78,354 部	11,707 部	4,506 部																																												
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																												
依頼した団体等の数	6,539 件	1,845 件	9 件	109 件																																												
掲載件数	504 件	217 件	6 件	14 件																																												

		<p>〈清退共事業〉10月の加入促進強化月間に、業界新聞を活用した広報を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記事掲載 1件（釀界タイムス） <p>（林退共事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁メールマガジン(9/29掲載)
<p>ニ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。</p> <p>ロ 中退共事業においては、今後とも高い成長が見込まれる分野の業種等に対する加入促進に重点をおいた対策を行う。</p> <p>ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化するとともに、委託先の拡大に努める。また、既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。</p>	<p>ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。</p> <p>ロ 中退共事業においては、開業数も従業者数も伸びているサービス業、特に医療・福祉分野の関連団体及び会員法人等に重点的にチラシを配布するなど積極的な加入促進を展開する。</p> <p>ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。また、既加入事業主に対して、年度を通じて一定期間追加申込みのない事業主に対して追加加入促進を実施する。</p> <p>i) 社会保険労務士会等と効果的な加入促進の方策を具体化するため、打合せ会議を開催し、連携を強化する。</p>	<p>ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <p>公共工事発注者（1,803箇所）に対し、受注事業者による「建退共現場標識」の掲示をするよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請依頼 7月13日 1,803箇所 ・説明会（本部実施分） 8月26日 茨城県、3月19日 奈良県 <p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。</p> <p>○中退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を実施 未加入企業訪問数 12,391件 うち加入数 767件 ・普及推進員については新規加入促進を重点業務としているところであるが、上半期において加入者が前年比を下回っていたため、加入促進対策委員会において有効策を検討し、1月、2月は追加加入促進を重点化するよう指示した。 ・統括推進員と地域ごとの普及推進員及び本部との連携を高めるため定例の打合せ会議を実施 東京 12回 名古屋 12回 大阪 20回 <p>○建退共事業においては、個別企業等を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼をした。（個別企業111社）</p> <p>○清退共事業においては、相談員連絡会を開催（5/29）し、個別事業主に対する加入勧奨等の要請を行った。</p> <p>○林退共事業においては、当該制度の普及推進を図るために普及推進員（47人）が、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する指導対応を要請した。</p> <p>ロ 中退共事業においては、ダイレクトメールを送付（21年2月末：26,071件、22年1月末：5,000件）した医療福祉分野の事業所の追跡調査を行ったところ、159事業所、614名の加入を確認した。 また、ダイレクトメールにより資料請求のあった事業所に対して、制度説明会参加案内資料、無料訪問相談申込書を送付（71件）。電話でのフォローアップ（5件）。</p> <p>ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等（3,618団体）による個別事業主に対する加入促進を実施（加入実績3,304所、15,151名）するとともに、委託先及び復託先の拡大を図るため、ホームページにより業務委託契約に係る公募を行った（新規委託契約5件、復託契約96件）。</p> <p>また、既加入事業主に対し、「中退共だより8号」による追加加入・パート加入勧奨を行うとともに被共済者が退職した事業所のうち、その後1年間に追加加入のない当該事業所に対して「追加加入申込書」を送付し、追加加入勧奨を行った（71,715件）。</p> <p>なお、前年度に引き続き、福岡県中小企業団体中央会に特別業務委託事業として、適年移行等の説明会（5回開催出席者199名）、個別企業訪問（118企業）、来所相談（191企業）、コンサルティング（309企業）、個別相談会（10企業）を実施（加入実績77所、2,715人）。</p> <p>i) 社会保険労務士会等と効果的な加入促進の方策を具体化するため、打合せ会議を開催した（3/8大阪社会保険労務士会との加入促進対策向上委員会）。</p>

	<p>ii) 関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー等での制度説明及び制度紹介用動画の活用を依頼する。</p> <p>iii) 委託団体の拡大を図るため、サービス業のうち医療・福祉関係の団体に対し、業務委託契約締結の働きかけを行う。</p> <p>iv) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を東京都及び関東近県で開催する。また、制度説明会参加事業所については、その後のフォローアップを行う。</p> <p>ニ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。</p> <p>ホ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。</p>	<p>ii) 10月の加入促進強化月間活動に向けて関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー時に制度紹介用動画の活用を依頼するため、文書等による依頼を行った（動画CD377枚配布）。</p> <p>iii) 業務委託を検討中の商工会等の要請に応じて説明のための訪問を実施した（3か所）。また、資料請求のあった医療・福祉関係の団体に対して業務委託契約締結の働きかけを行った（1所）。</p> <p>iv) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施した。また、未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を東京都、関東近県及び大阪で開催した。</p> <p>【無料相談訪問件数】 316件：関東近県271件、愛知12件、大阪33件</p> <p>【一般制度説明会・個別相談会】（8回）</p> <table border="0"> <tr> <td>制度説明会参加者</td> <td>333所</td> <td>392人</td> </tr> <tr> <td>個別相談会参加者</td> <td>75所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>説明会欠席者に資料の送付等</td> <td>43所</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・無料訪問相談依頼以外の未加入事業所に対する個別訪問を実施（168件）。 ・制度説明参加事業所に対して電話等のフォローアップを行った（18件）。 <p>ニ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別企業等を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼をした。 ・未加入業者へダイレクトメールの送付（15,000件）（加入実績668所、1,568人） ・民間発注者団体（23団体）に対する制度普及についての協力依頼 <p>ホ 清退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨をするため4月に資料を送付した（未加入事業所3所）。 <p>ヘ 林退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書による加入勧奨を行った。 ii) 関係事業主団体の名簿を入手の上、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・制度未加入森林組合に対する現況調査の実施。 ・国有林野事業受託事業体については、各森林管理局ごとに名簿を整備し、加入勧奨を行った（9/30）。 加入事業所 573所 未加入事業所 152所 ・国有林野事業受託事業体のうち、未加入事業体名簿を林野庁に提供し、加入指導の要請を行った（11/20）。 ・認定事業体名簿を整備し、加入勧奨を行った（3/17）。 加入事業所 1,166所 未加入事業所 515所 	制度説明会参加者	333所	392人	個別相談会参加者	75所		説明会欠席者に資料の送付等	43所	
制度説明会参加者	333所	392人									
個別相談会参加者	75所										
説明会欠席者に資料の送付等	43所										
③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等									

	<p>る加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>る加入勧奨等 〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ参加し、制度の周知広報を行う。 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入促進のための協力要請を行った (15か所)。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (12か所)。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (232か所)。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (129か所)。 	<p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 都道府県労働局が開催する各種会議等での制度の周知広報を依頼した(47 労働局)。 また、昨年度に引き続き、厚生労働省から都道府県労働局長あて賃金・退職金セミナーでの協力依頼が発出(4/1)されたことを踏まえ、理事長名により同局長宛に説明時間の確保や資料配布等の協力を依頼した(4/28)。 都道府県労働局が開催する適年移行等をテーマとする賃金・退職金セミナー等で制度の周知広報を行った(制度説明35か所、資料配布11か所)。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を実施した (48回: 東京都33回、神奈川県1回、石川県13回、栃木県1回)。 iii) 雇用能力開発機構の都道府県センターで開催するイベント等において、広報資料配布等による周知広報を依頼し(5/14)、それを受け、雇用能力開発機構から都道府県センターに、イベント等において、広報資料の配布等への協力方にについて通達が発出された(5/19)。 また、雇用・能力開発機構が主催する雇用管理者向けの研修会において制度説明を実施 (5回) <p>○全国社会保険労務士会連合会あてに社会保険労務士会が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼(4/1)し、それを受け、全国社会保険労務士会連合会から都道府県社会保険労務士会に制度の普及促進の通達が発出された(4/15)。</p> <p>○20年度に委託契約し、21年度から本格的に業務を実施している「TKC企業共済会」による地域会での研修会にて制度説明を実施した(研修会: 25か所のうち中部会外18か所に出席)。</p> <p>○その他委託事業主団体等が主催する説明会等に職員または推進員が講師として出席した(東京都中小企業団体中央会他38回)。</p> <p>○事業主団体の経営指導員に対する説明会に参加(千葉県商工会連合会他3回)。</p> <p>iv) 中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展 2009 in kansai」に支援機関としてブースを出し、制度の周知広報を行った(5/27~29)。また、本年度は中小企業基盤整備機構から参加企業のデータの提供を受け、事前に文書送付による加入勧奨を実施した。</p> <p>(大阪 5/27~29) 来場者数合計 29,427人、出展企業 270社 事前に加入勧奨文書送付 未加入: 186社 既加入: 76社</p> <p>(東京 11/4~6) 来場者数合計 46,437人、出展企業 509社 事前に加入勧奨文書送付 未加入: 376社 既加入: 120社</p> <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入促進のための協力要請を行った (15か所)。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (12か所)。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (232か所)。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (129か所)。
--	---	--	---

	<p>種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。 <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省及び47都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を文書により要請した(4/9)。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報の要請を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・参加による勧奨 16所 (日本杜氏組合連合会第48回代議員会等) ・資料配付による勧奨 34所 4,499部 (石川県杜氏振興協議会総会等) <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を文書により要請した(4/9)。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等に出席し、制度の周知広報を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 林業雇用改善アドバイザー全国研修会(6/11) ブロック林材業安全管理推進会議 <table border="1" data-bbox="1676 878 1962 1096"> <tbody> <tr><td>関東・甲信越</td><td>9/9</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>9/15</td></tr> <tr><td>中国・四国</td><td>10/8</td></tr> <tr><td>東海・北陸</td><td>10/13</td></tr> <tr><td>九州・沖縄</td><td>10/21</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>10/27</td></tr> <tr><td>東北</td><td>10/30</td></tr> </tbody> </table> ・全国林材業労働災害防止大会に出席し、制度の周知広報を行った(10/1)。 <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>イ 厚生労働省、国土交通省及び林野庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開 iv) 中退共事業においては、 	関東・甲信越	9/9	近畿	9/15	中国・四国	10/8	東海・北陸	10/13	九州・沖縄	10/21	北海道	10/27	東北	10/30	<p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省及び47都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を文書により要請した(4/9)。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報の要請を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・参加による勧奨 16所 (日本杜氏組合連合会第48回代議員会等) ・資料配付による勧奨 34所 4,499部 (石川県杜氏振興協議会総会等) <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を文書により要請した(4/9)。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等に出席し、制度の周知広報を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 林業雇用改善アドバイザー全国研修会(6/11) ブロック林材業安全管理推進会議 <table border="1" data-bbox="1676 878 1962 1096"> <tbody> <tr><td>関東・甲信越</td><td>9/9</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>9/15</td></tr> <tr><td>中国・四国</td><td>10/8</td></tr> <tr><td>東海・北陸</td><td>10/13</td></tr> <tr><td>九州・沖縄</td><td>10/21</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>10/27</td></tr> <tr><td>東北</td><td>10/30</td></tr> </tbody> </table> ・全国林材業労働災害防止大会に出席し、制度の周知広報を行った(10/1)。 <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>イ 10月の加入促進強化月間に向け、準備期間として、次のような活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 <table border="1" data-bbox="1676 1417 2661 1522"> <thead> <tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポスター</td><td>17,925部</td><td>12,041部</td><td>71部</td><td>4,506部</td></tr> <tr><td>パンフレット等</td><td>571,330部</td><td>59,670部</td><td>6,337部</td><td>4,506部</td></tr> </tbody> </table> ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 <table border="1" data-bbox="1676 1581 2661 1657"> <thead> <tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>事業所</td><td>実施せず</td><td>93所</td><td>1所</td><td>7所</td></tr> </tbody> </table> iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 <table border="1" data-bbox="1676 1715 2661 1792"> <thead> <tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>実施要綱の配布</td><td>29,582枚</td><td>11,268枚</td><td>4,105枚</td><td>4,506枚</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省あて後援名義使用許可願 (6/18) ・関係機関に対する協力依頼の文書を送付 (9/1) ・機構ビル正面玄関に月間周知用の立て看板を設置した。 ・理事長及び本部長によるトップセールスを実施した (24か所)。 ・月間協力依頼のため、職員又は普及推進員が首都圏 (東京、神奈川、千葉、埼玉) の関係機関を訪問 (19件)。 iv) 中退共事業においては、10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものにするために、6月のサブ月間に以下の 	関東・甲信越	9/9	近畿	9/15	中国・四国	10/8	東海・北陸	10/13	九州・沖縄	10/21	北海道	10/27	東北	10/30		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	ポスター	17,925部	12,041部	71部	4,506部	パンフレット等	571,330部	59,670部	6,337部	4,506部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	事業所	実施せず	93所	1所	7所		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	29,582枚	11,268枚	4,105枚	4,506枚
関東・甲信越	9/9																																																																	
近畿	9/15																																																																	
中国・四国	10/8																																																																	
東海・北陸	10/13																																																																	
九州・沖縄	10/21																																																																	
北海道	10/27																																																																	
東北	10/30																																																																	
関東・甲信越	9/9																																																																	
近畿	9/15																																																																	
中国・四国	10/8																																																																	
東海・北陸	10/13																																																																	
九州・沖縄	10/21																																																																	
北海道	10/27																																																																	
東北	10/30																																																																	
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																														
ポスター	17,925部	12,041部	71部	4,506部																																																														
パンフレット等	571,330部	59,670部	6,337部	4,506部																																																														
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																														
事業所	実施せず	93所	1所	7所																																																														
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																														
実施要綱の配布	29,582枚	11,268枚	4,105枚	4,506枚																																																														

	<p>10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、理事長をはじめ役員によるトップセールス及び関係機関に対する広報誌等への記事掲載依頼を行う。</p> <p>□ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) マスメディア等による広報、未加入事業所に対する個別訪問による加入促進の実施 ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨の実施 iii) 個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共に共済証紙の 	<p>活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主団体等に対し、理事長等によるトップセールスを実施した(7か所)。 ・広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体(1,804件)及び業務委託・復託団体(3,170件)に行うとともに、職員及び普及推進員が事業主団体を直接訪問し掲載依頼を行った。 (訪問による依頼 職員: 27件 普及推進員: 881件) (記事掲載 504件) <p>□ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 10月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、東京都及び関東近県ならびに大阪府の掛金助成自治体のホームページにバナー広告を掲載。 【掲載先】千葉県柏市 他 17自治体 (9月~12月の間のいずれかで掲載) <ul style="list-style-type: none"> ・10月 11月の加入促進強化月間を含めた2か月間、地上波で全国ネットに近い放送番組において「中退共設立50周年」をモチーフとした30秒のテレビCM放送を実施。 ii) 未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を千葉県で開催した。 【無料相談訪問件数】 18件: 近県 15件、大阪 3件 【一般制度説明会・個別相談会】(千葉県木更津市) 制度説明会参加者 20所 23人 個別相談会参加者 3所 また、制度説明参加事業所に対しては電話等のフォローアップを行った。 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 (開催日 10月2日、参加団体 25団体) ii) 未加入事業所を把握し、ダイレクトメールの送付による加入勧奨の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・未加入業者ダイレクトメール(15,000件)のうち、加入した事業所数 668事業所 1,568人 iii) 元請事業者を訪問し、下請事業者の加入指導を要請するとともに、元請事業者から紹介された下請事業者を訪問し、加入勧奨等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・個別事業者訪問 111社 iv) 労働者用リーフレットの備付・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者用リーフレットの配布 (18,364部) v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> i) 本部 業界新聞掲載 4回 ii) 支部 テレビ放送 66回 iii) ラジオ放送 563回 <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入と共に共済証紙の完全貼付の促進を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力の要請を行った(9月)。
--	---	--

		<p>貼付徹底</p> <p>ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> • 8/14 9/9 日本酒造組合中央会ホームページ、その発行する広報誌、8/7 業界新聞等に情報掲載依頼 4件 • 9/1 NHK(54 支局)への放送依頼(テレビ、ラジオ) • 9/1 機構ホームページに掲載 <p>〈林退共事業〉</p> <p>林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体の未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請。</p> <p>⑤ 適格退職年金からの移行促進</p> <p>厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するための周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化する。</p>	<p>ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼</p> <p>・ 8/14 9/9 日本酒造組合中央会ホームページ、その発行する広報誌、8/7 業界新聞等に情報掲載依頼 4件</p> <p>・ 9/1 NHK(54 支局)への放送依頼(テレビ、ラジオ)</p> <p>・ 9/1 機構ホームページに掲載</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>全国素材生産業協同組合連合会、全国国有林造林生産業連絡協議会に対し、所属会員のうち林退共制度未加入で、国有林野事業を受託している事業体名簿を提供し、団体より加入指導に取り組むよう要請を行った(5/27 訪問)。</p> <p>⑤ 適格退職年金からの移行促進</p> <p>厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するため、周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化するため、以下の取組を行った。</p> <p>i) 社会保険労務士の研修会に中退共制度及び適年制度から中退共制度への移行の説明のために講師として出席(1か所)。 大阪府社会保険労務士会研修会(12/19)</p> <p>ii) <u>受託機関等との連携のもとに、適年移行検討事業所に対する個別相談会を大阪市及び名古屋市で開催するとともに事業所訪問等を全国的に展開した。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談会 大阪市 10/19～30(延べ 10 日間) 60 事業所 名古屋市 11/ 9～20(延べ 10 日間) 34 事業所 ・個別訪問等 807 事業所 ・ホームページに掲載している「訪問相談申込書」の対象地域に新潟県、長野県を追加(4/8)。 </p> <p>iii) 機構主催の適年移行説明会を開催した(7か所、340 事業所、455 名)。 さらに、<u>適年移行課が平成 20 年度までに実施した移行説明会や事業所訪問等により取得している事業所情報(935 事業所)を基に、未移行事業所に対し、アンケートを兼ねた無料相談申込書を同封して行ったフォローアップにより、訪問依頼があった事業所を訪問(78 事業所)。</u></p> <p>iv) 適年制度実施事業所への移行促進及び新聞等の記事化を目的にホームページやプレスリリース等を活用した情報提供 平成 20 年度の適年制度から中退共制度への移行状況をまとめた資料を発表(6/30)するとともに、ホームページに掲載した(6/30)。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金等の情報誌から適年移行に係る取材 「月刊・年金時代」社会保険研究所 「月刊・企業年金」企業年金連合会 <p>(添付資料⑥ 適格退職年金制度から中退共制度への移行について)</p> <p>⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等</p> </p>
		<p>⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等</p>	<p>イ ○出張等で掛金の助成・補助制度拡大・充実の働きかけを実施(5 件(石川県、神奈川県、愛媛県、滋賀県、松山市))。</p>

	<p>の拡大・充実を働きかける。</p> <p>ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>ハ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p>	<p>の拡大・充実を働きかける。</p> <p>ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成 20 年度から実施している 3 年目研修（森林施業効率化研修）に合わせて、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行う。 ii) 実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共事業加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行う。 iii) 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を行う。 iv) 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を図る。 	<p>新たに 2 件（館林市、ときがわ町）の自治体が補助金制度を実施した。</p> <p>○加入促進月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、掛金助成自治体で東京近郊及び大阪（本年度集中地域）において自治体のホームページにバナー広告を掲載。</p> <p>【掲載先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県柏市 他 17 自治体 <p>ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収及び建退共加入履行証明書提出の要請を行った(7/13 1,803 市町村)。</p> <p>ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のよう活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成 20 年度から実施している 3 年目研修（森林施業効率化研修）に合わせて、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行った。 iii) 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を実施(3/17)。 加入事業所 631 所 未加入事業所 228 所 (添付資料⑦ 緑の雇用担い手育成対策事業)
--	--	---	--

評価の視点等	評価項目 1 1 加入促進対策の効果的実施	自己評価	A	評定	A
[数値目標]新たに加入する被共済者目標数 ・ 中退共事業においては 400,600 人 建退共事業においては 131,000 人 清退共事業においては 160 人 林退共事業においては 2,300 人 合計 534,060 人	中小事業者の厳しい経営環境のなかにあっても、加入目標を超える事ができた。 加入目標の達成に向け積極的な取組を行った結果、機構全体としての、被共済者加入実績は、552,463 人（対年度目標達成率 103.4%）であった。 (業務実績第2.3. (1) (P. 29) 参照)			(評定理由) 加入促進対策の効果的実施については、取り巻く環境が悪い状況が続いたにも関わらず、積極的な取組を行った結果、全体として 103.4% の達成率となるなど、加入者数が目標を上回った点は評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。	
[評価の視点] ・ 加入目標数の達成に向けて着実に進展しているか。 ・ 加入促進対策を効果的に実施しているか。	実績：○ 中退共事業においては、中小企業の経営環境が一層厳しい状況にある中、効果的な加入促進対策を検討し加入促進に努めた結果、目標を上回る（達成率101.0%）加入者の獲得となった。 建退共事業においては、建設業を取りまく環境は非常に厳しい状況にはあるが、効果的な加入促進を実施した結果、加入実績数が加入目標数を大きく上回り、144,944人が加入、目標達成率は110.6%となった。 清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加、パンフレットの配布及び相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、155人が加入、目標の達成率は96.9%であった。 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施することにより、2,778人が加入、目標達成率は120.8%となった。 (業務実績第2.3. (1) (P. 29) 参照)	実績：○ 中退共事業においては、 <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業の経営環境が依然として厳しく上半期においては新規加入が前年比を下回っていたため、加入促進対策委員会において有効策を検討し、毎月実施している追加加入勧奨を前倒し実施。・ 新規加入促進を重点業務としている普及推進員に対し、追加加入促進の強化を指示（1月、2月）。・ 適格退職年金制度からの移行促進のため、各地で制度説明会・相談会の開催。事業所へのアンケート調査による個別企業訪問等を積極的に実施。 これらの対策により、中小企業の雇用状況が改善されない中においても目標を上回る加入者の獲得となった。 建退共事業においては、 <ul style="list-style-type: none">・ 建設業を取りまく環境は非常に厳しい状況にはあるが、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行うなど効果的な加入促進を実施した。 これらの結果により、加入実績数が加入目標数を大きく上回った。 清退共事業においては、 <ul style="list-style-type: none">・ 加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動を行った。・ また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した。		(各委員の評定理由) ・ 取り巻く環境が悪い状況が続いたにも関わらず、加入者数が目標を上回っている。 ・ 構造的な停滞を抱える清退共を除けば目標を達成していることは評価できる。 ・ 1万5千人分のダイレクトメール送達を行うなどの試みにより、加入実績を上げた。 ・ 数値目標を大幅に上回る成果を確保した。 ・ 各指標が概ね目標値を上回って達成された。 ・ 計画に沿って積極的に努力し、一定の成果を上げたと評価する。 ・ 数値目標には、ほぼ4事業とも到達している。（清退共のみマイナス）。地道な努力こそ必要である。自己評価の「A」は甘すぎる。 ・ 全体として 103.4% の達成率となっている。	(その他意見) ・ 一方で、適年の移行期限を抱える中退共が目標をほぼ達成している程度にとどまっているので、これはさらに目標を超えた上積みが望まれる。 ・ 数値目標そのものが、未加入企業数に対してどのような意味を持つかの検証が必要と考える。

林退共事業においては、
・森林吸収源対策による補助金措置等、林業界にとって明るい兆しがあることに加え、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した。
(業務実績第2.3. (2) (P. 29～37) 参照)

(評価項目 11)

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績																			
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項																			
1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を、必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 ② 事務の効率化等による経費節減	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を、必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。 ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 ② 事務の効率化等による経費節減	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 (添付資料⑧ 累積欠損金解消計画)	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 (単位：百万円) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成18年度末</th><th>平成19年度末</th><th>平成20年度末</th><th>平成21年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td>中退共事業</td><td>15,114</td><td>156,381</td><td>349,280</td><td>195,647</td></tr><tr><td>林退共事業</td><td>1,396</td><td>1,357</td><td>1,495</td><td>1,401</td></tr></tbody></table>					平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	中退共事業	15,114	156,381	349,280	195,647	林退共事業	1,396	1,357	1,495	1,401
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末																		
中退共事業	15,114	156,381	349,280	195,647																		
林退共事業	1,396	1,357	1,495	1,401																		
評価の視点等	評価項目1.2 累積欠損金の処理	自己評価	A	評定	A																	
[数値目標] ・累損解消計画の年度ごとの解消目安額中退180億円 林退92百万円を達成しているか。	資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施した。	制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、収益改善に努めた結果、累積欠損金は、中退共事業においては20年度末時点の3,493億円を21年度末時点では1,957億円に、林退共事業においては20年度末時点の1,495百万円を21年度末時点では1,401百万円に減少することができた。 (業務実績第3.1 (P.40) 参照)	実績：○ 資金運用については、最適な資産配分である基本ポートフォリオの維持に努め、安全かつ効率的な運用を実施。また、積極的・効果的な加入促進対策により収益の改善を着実に実行した。 「累積欠損金解消計画」に基づき、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、経費節減や加入促進などと併せ着実に実行した。 (業務実績第3.1.① (P.40) 参照)	(評定理由) 累積欠損金の処理については、中退共事業においては20年度末時点の3,493億円を21年度末時点では1,957億円に、林退共事業においては20年度末時点の1,495百万円を21年度末時点では1,401百万円に減少させており、累積欠損金の大幅な解消は優れた実績として評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。	(各委員の評定理由) ・ 累積欠損金は減っているが、外部環境の影響がかなり大きいものと考えられる。 ・ 一時的な市場好転による運用益の拡大により、大幅な改善を見たことは評価すべき。ただし、景気の変動等による受動的な要因であるので、SよりはやはりAとすべきだろう。 ・ 累積欠損金を減らすことに成功した。 ・ 累積欠損金の大幅な解消は優れた実績として高く評価できる。 ・ 各実績は目標値を上回った。 ・ 着実な成果を上げていると評価する。 ・ 累損解消の道が見えてきた。努力を評価する。 ・ 市場環境によるが、大きく累損改善につながる結果を出した。																	
[評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。	実績：○ 「累積欠損金解消計画」に基づき、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、経費節減や加入促進などと併せ着実に実行した。 (業務実績第3.1.① (P.40) 参照)	実績：○ 21年度決算においては、業務経理への繰入額を予算と比較して307百万円（中退共事業303百万円、林退共事業4百万円）節約した。 (業務実績第3.1.② (P.40) 参照)	(その他意見) ・ 経済や金融市場の動向に左右される性格のものであり、資金の慎重な運用が求められる。また、環境変動を差し引いての真の成果の判定を試みようすることも大切であろう。																			

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績																																																
2 健全な資産運用等	2 健全な資産運用等	2 健全な資産運用等	2 健全な資産運用等																																																
資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常に最新の情報を把握すること。	① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要に応じその見直しを行う。	<p>① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。 (添付資料⑨) 平成 21 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況 (添付資料⑩) 平成 21 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共 給付經理</th> <th>建退共 給付經理</th> <th>特別 給付經理</th> <th>清退共 給付經理</th> <th>特別 給付經理</th> <th>林退共 給付經理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産残高</td> <td>3,496,564</td> <td>837,846</td> <td>33,832</td> <td>5,500</td> <td>367</td> <td>13,511</td> </tr> <tr> <td>運用等収入</td> <td>187,014</td> <td>32,889</td> <td>1,383</td> <td>175</td> <td>4</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>運用等費用</td> <td>580</td> <td>75</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>決算利回り</td> <td>5.67%</td> <td>4.08%</td> <td>4.18%</td> <td>3.15%</td> <td>1.14%</td> <td>2.21%</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>153,633</td> <td>17,942</td> <td>628</td> <td>419</td> <td>1</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 運用利回りは、費用控除後の数値である。</p> <p>○中退共事業においては、自家運用では安定的に収益を確保し、委託運用（金銭信託）では、金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移した結果、大幅な収益確保となった。</p> <p>平成 20 年度末運用資産残高及び最新の経済予測、市場状況等に基き基本ポートフォリオの検証を行い、十分効率的であることを確認した。また平成 17 年策定時の期待收益率・リスク値から大きな乖離がないことも確認した。 この検証結果を踏まえ、基本ポートフォリオの継続については、資産運用委員会に諮り、継続することとした。</p> <p>○建退共事業においては、自家運用では前年度並みの収益を確保し、委託運用（金銭信託）では、金融危機後の金融不安が後退したことを背景に運用環境が上昇基調で推移したことにより、内外株式を中心にプラスの収益となった。 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い効率的であることが確認できたため、資産運用委員会に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとし併せて資産運用検討委員へ報告した。</p> <p>○清退共事業においては、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い効率的であることが確認できたため、資産運用委員会に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとし併せて資産運用検討委員へ報告した。</p> <p>○林退共事業においては、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い効率的であることが確認できたため、資産運用委員会に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとし併せて資産運用検討委員へ報告した。</p> <p>② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に 1 回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。</p>								中退共 給付經理	建退共 給付經理	特別 給付經理	清退共 給付經理	特別 給付經理	林退共 給付經理	資産残高	3,496,564	837,846	33,832	5,500	367	13,511	運用等収入	187,014	32,889	1,383	175	4	292	運用等費用	580	75	7	1	-	2	決算利回り	5.67%	4.08%	4.18%	3.15%	1.14%	2.21%	当期純利益	153,633	17,942	628	419	1	94
	中退共 給付經理	建退共 給付經理	特別 給付經理	清退共 給付經理	特別 給付經理	林退共 給付經理																																													
資産残高	3,496,564	837,846	33,832	5,500	367	13,511																																													
運用等収入	187,014	32,889	1,383	175	4	292																																													
運用等費用	580	75	7	1	-	2																																													
決算利回り	5.67%	4.08%	4.18%	3.15%	1.14%	2.21%																																													
当期純利益	153,633	17,942	628	419	1	94																																													

(注) 開催回数欄の下段()内は、原則の開催時期

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
開催回数	12 回 (毎月)	4 回 (四半期)	5 回 (四半期)	4 回 (四半期)

(注) 開催回数欄の下段()内は、原則の開催時期

	<p>③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。</p> <p>④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中退共事業においては、資産運用委員会を毎月開催した。主な報告・審議内容は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況 ・委託運用における運用状況（金銭信託・有価証券信託） ・金融危機を巡る主な動きと主要資産の相場見通し ・新団体生存保険第2特約及び金銭信託の増額について ・資産運用業務に係るコンサルタント会社の選定結果 ・生命保険会社の20年度決算及び21年度上期決算について ・マネジャー・ストラクチャーの変更に係る完了報告 ・基本ポートフォリオの検証結果と継続について ・新規委託運用会社に対する実地調査結果報告 ・平成22年度の資産運用について ・指定証券会社の評価及び変更について ○ 建退共事業においては、資産運用委員会を四半期ごとに開催した。主な報告・審議内容は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画、前四半期および直近の運用状況 ・平成21年度における基本ポートフォリオの検証結果 ・株主議決権行使状況の概要 ・平成22年度資産運用の考え方（案）について ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセットアロケーション変更案について ・外国株式の運用実績状況について ・委託運用機関の運用ガイドライン違反とその対応案について ○ 清退共事業及び林退共事業においては、次期四半期の運用計画、平成21年度における基本ポートフォリオの検証結果等の報告・審議を行った。 ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成20年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ④ 各事業本部とも運用全体の評価結果としては、運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けている。 <p>③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」を4回開催し、各事業本部の20年度の資産運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 (添付資料⑪ 平成20事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書)</p> <p>第1回資産運用評価委員会 6/3 ・評価のあり方について意見交換 ・指摘事項のフォローアップ</p> <p>第2回資産運用評価委員会 6/25 ・20年度の資産運用結果について報告</p> <p>第3回資産運用評価委員会 7/8 ・資産運用目標等の部分に関する評価報告書（案）の審議</p> <p>○各委員の了承後、7/16付で部分評価を決定</p> <p>第4回資産運用評価委員会 9/25 ・20年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた第4回資産運用評価委員会（9/25）での審議を踏まえ、各委員と調整のうえ、「20事業年度評価報告書」を取りまとめ（10/30付）機構ホームページに公表した（11/12）。</p>
--	--	---

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート

評価の視点等	評価項目 1 3 健全な資産運用等	自己評価	A	評定	B
<p>資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。結果として、自家運用では安定的に収益を確保し、委託運用（金銭信託）では、内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益を確保することができた。また、運用のパフォーマンスについては、概ねベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスが達成された。</p>					(評定理由) 健全な資産運用等については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した結果、委託運用（金銭信託）で内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益を確保することができている。また、運用のパフォーマンスについては、概ねベンチマーク並のパフォーマンスを上げている。 基本ポートフォリオについても検証を行い、十分効率的であることを確認し、資産運用委員会等に報告している。 資産運用評価委員会については4回開催し、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを

[数値目標]

- 各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスを示す結果（対ベンチマーク比△0.71%）となった。

自家運用（決算運用利回り） 1.71%

中退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	2.09%	2.04%	0.05%
国内株式	31.00%	28.47%	2.53%
外国債券	0.80%	0.18%	0.62%
外国株式	45.58%	46.75%	△1.17%
合計	14.08%	14.79%	△0.71%
建退共 (給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	2.51%	2.04%	0.46%
国内株式	31.52%	28.47%	3.05%
外国債券	0.03%	0.18%	△0.15%
外国株式	42.21%	46.75%	△4.54%
短期資産	△0.01%	0.08%	△0.08%
合計	10.90%	10.63%	0.27%
建退共 (特別給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	2.20%	2.04%	0.16%
国内株式	29.74%	28.47%	1.27%
外国債券	0.20%	0.18%	0.02%
外国株式	39.45%	46.75%	△7.31%
短期資産	△1.42%	0.08%	△1.50%
合計	9.82%	10.12%	△0.30%
清退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.57%	2.04%	△0.47%
国内株式	34.01%	28.47%	5.54%
外国債券	△0.58%	0.18%	△0.76%
外国株式	38.45%	46.75%	△8.3%
合計	9.07%	9.40%	△0.33%
林退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	2.26%	2.04%	0.22%
国内株式	30.65%	28.47%	2.18%
外国債券	△0.90%	0.18%	△1.08%
合計	4.48%	4.29%	0.19%

[評価の視点]

- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）

i 資金運用の実績

ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の

実績：○

i 委託運用（金銭信託）においては、運用環境が金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移した結果、大幅な収益確保となった。

ii 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本

中心に評価を受けている。

また、退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施していると認められる。

当期総利益の主な発生要因は、自家運用では安定的に収益を確保し、委託運用（金銭信託）においては運用環境が金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移した結果である。

なお、累積剰余金の原資は、従業員の退職金の支給のために、過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、本来従業員に還元されるべき性格のものである。

全体としては、概ね中期計画どおりと言える。

(各委員の評定理由)

- 成果はほぼベンチマークに近いものである。
- 概ねベンチマークに匹敵する運用成果を上げているのは評価すべき。しかし、資金的には大きな中退共が運用益を十分上げられていない、ベンチマークからのマイナス乖離がやや目立つことに関しては再度精査して、ベンチマーク以上の結果を示すように努力すべき。
- 資産の運用実績が回復した。
- 概ねベンチマークレベルの成果であり、B評価が適切。
- 達成度がベンチマークを克明に上回っていたとは言い難い。
- 計画に沿って安定した成果を上げてきたと評価する。
- 超過収益率は、ほぼベンチマークと同水準に達している。努力の成果と認める。
- 概ねベンチマーク並のパフォーマンスを上げられた。

<p>意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p>	<p>方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施。また、基本ポートフォリオの検証を行い、十分効率的であることを確認した。これらについては、資産運用委員会等に報告した。 資産運用評価委員会を4回開催し、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 (業務実績第3.2.①~③(P.41)参照)</p>	
<p>・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績:○ 退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。(業務実績第3.2.①(P.41)参照)</p>	
<p>・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。</p>	<p>実績:○ 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。(業務実績第3.2.①(P.41)参照)</p>	
<p>・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。</p>	<p>実績:○ ・資産運用評価委員会を4回開催し、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 ・中退共事業においては、「累積欠損金が増加していることから、早期解消に向け安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力することが期待される。」との指摘を受けたが、結果としては、自家運用では安定的に収益を確保し、委託運用(金銭信託)においても、内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益を確保することとなった。 (業務実績第3.2.③(P.42)参照)</p>	
<p>・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。</p>	<p>実績:○ 原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用委員会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告・議事要旨等)や月別ベンチマーク收益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、20~26年度までの将来推計を直近の経済シナリオを用いて行い、3シナリオ、3パターンを作成し、厚生労働省に提供した(5/1)。 (業務実績第3.2.④(P.42)参照)</p>	
<p>・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績:○ 当期総利益の主な発生要因は、自家運用では安定的に収益を確保し、委託運用(金銭信託)においては運用環境が金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移した結果、大幅な収益を確保することとなった。</p>	
<p>・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されなければならない業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績:○ 建退共の利益剰余金の発生要因や利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において議論され、その取りまとめにおいて、 ・累積剰余金の発生要因としては、平成15年の将来推計(悲観シナリオ)において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられる。 ・現在、累積剰余金を積極的に取り崩す状況にはない</p>	

とされている。

清退共の利益剰余金の発生要因は、委託運用の評価益によるものほか、勤続期間が短い者の共済手帳返納・脱退処理が多かったこと等による責任準備金の減少等が考えられる。

なお、累積剰余金の原資は、従業員の退職金の支給のために、過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、本来従業員に還元されるべき性格のものである。

(評価項目 13)

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成21事業年度業務実績																																
第5 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する事項	第4 その他業務運営に関する事項	第4 その他業務運営に関する事項																																
<p>機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずること。</p> <p>① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。</p> <p>② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方針で検討を行うこと。</p>	<p>機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、中期目標期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行う。</p> <p>② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方針で検討する。</p>	<p>① 退職金機構ビル及び同別館については、機構が設置した「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」において、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行う。</p> <p>② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、平成21年度末の廃止までに現に居住する職員の円滑な退去が図れるよう努めるとともに、厚生労働省、独立行政法人雇用・能力開発機構と連絡をとりつつ廃止後の処分について協議を進めることとした。</p>	<p>① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行ったため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行った。その結果、建物の耐用年数が経過した時点（それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点）で土地を売却、移転することとする報告書をとりまとめ、その方向で進めていくこととした。</p> <p>（議事内容）</p> <p>機構と業務上関わりのある企業・団体より、機構が現在地にあることについてのメリット、デメリット等の意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回退職金機構ビルのあり方に関する検討会 7/3 ・第4回退職金機構ビルのあり方に関する検討会 7/17 ・第5回退職金機構ビルのあり方に関する検討会 1/22 ・第6回退職金機構ビルのあり方に関する検討会 3/19 <p>② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、宿舎を廃止することを決定し、21年度末において入居者全ての退去の確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松戸宿舎については、3/9 厚生労働省に職員の退去が予定通り終了する旨を報告し、処分の方向性及び進捗状況の確認を行った。 ・越谷宿舎については、10/20 独立行政法人雇用・能力開発機構を訪問し意見交換を行い、3月上旬には職員の退去が予定通り終了する旨を報告し、処分の方向性及び進捗状況の確認を行なった。 																																
評価の視点等	評価項目14 に関する事項	その他業務運営	<table border="1"> <tr> <td>自己評価</td> <td>A</td> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2">退職金機構ビル及び同別館について、今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、報告書をとりまとめた。</td> <td colspan="2">(評定理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[数値目標] -</td> <td colspan="2">退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行ったため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、その結果、建物の耐用年数が経過した時点で土地を売却し移転することとする報告書をとりまとめている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[評価の視点]</td> <td colspan="2">なお、共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部とともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</td> <td colspan="2">全体としては、概ね中期計画どおりと言える。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実績：○</td> <td colspan="2">(各委員の評定理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行うため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、その結果、建物の耐用年数が経過した時点で土地を売却し移転することとする報告書をとりまとめた。</td> <td colspan="2">・ 計画に沿って業務が行われている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(業務実績第4.① (P.47) 参照)</td> <td colspan="2">・ 退職金機構ビルのあり方に関する検討会報告書をまとめた。</td> </tr> </table>	自己評価	A	評定	B	退職金機構ビル及び同別館について、今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、報告書をとりまとめた。		(評定理由)		[数値目標] -		退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行ったため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、その結果、建物の耐用年数が経過した時点で土地を売却し移転することとする報告書をとりまとめている。		[評価の視点]		なお、共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部とともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。		・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）		全体としては、概ね中期計画どおりと言える。		実績：○		(各委員の評定理由)		退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行うため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、その結果、建物の耐用年数が経過した時点で土地を売却し移転することとする報告書をとりまとめた。		・ 計画に沿って業務が行われている。		(業務実績第4.① (P.47) 参照)		・ 退職金機構ビルのあり方に関する検討会報告書をまとめた。	
自己評価	A	評定	B																																
退職金機構ビル及び同別館について、今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、報告書をとりまとめた。		(評定理由)																																	
[数値目標] -		退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行ったため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、その結果、建物の耐用年数が経過した時点で土地を売却し移転することとする報告書をとりまとめている。																																	
[評価の視点]		なお、共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部とともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。																																	
・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）		全体としては、概ね中期計画どおりと言える。																																	
実績：○		(各委員の評定理由)																																	
退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行うため、4回検討会を開催し、関係者からのヒアリングを行ったほか、不動産会社の協力を得て今後考えうる具体的な選択肢について議論を行い、その結果、建物の耐用年数が経過した時点で土地を売却し移転することとする報告書をとりまとめた。		・ 計画に沿って業務が行われている。																																	
(業務実績第4.① (P.47) 参照)		・ 退職金機構ビルのあり方に関する検討会報告書をまとめた。																																	

<ul style="list-style-type: none"> ・松戸宿舎及び越谷宿舎について、検討が実施されているか。 	<p>実績：○ 松戸・越谷宿舎については、当初計画どおり平成22年3月末に入居者全員の退去を確認した。なお、処分については、松戸宿舎は厚生労働省と、越谷宿舎は雇用・能力開発機構と協議中である。 (業務実績第4.②(P.47) 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の売却等については、専門家を交えての幅広い角度からの検討が必要である。 ・ 達成度は概ね目標値以内である。 ・ 計画に沿って成果を上げてきたと評価する。 ・ ビル・宿舎の処分について検討して結論を出している。
<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</p>	<p>(その他意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有資産の処分、または有効な活用については、先の課題である。実際に処分案が確立し、実行した段階で評価すべきである。 ・ 宿舎の廃止については、事業仕分けの感覚を持って取り組んでいただきたい。 ・ 自社ビルという大きなメリットを抱えつつも、その売却ないしは再利用のタイミングに関しては今後とも大いに戦略を吟味すべきである。 </p>
<ul style="list-style-type: none"> ・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</p>	

(評価項目 14)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績
	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 </p> <p>2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 </p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 </p> <p>2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 </p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算の執行状況 ① 機構総括 別紙－1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5 のとおり </p> <p>2 収支計画の執行状況 ① 機構総括 別紙－6 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－7 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－8 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－9 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－10 のとおり </p> <p>3 資金計画の執行状況 ① 機構総括 別紙－11 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－13 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－14 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－15 のとおり </p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入については、21年度において実績なし</p>

	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 川越職員宿舎土地を中期目標期間中に速やかに処分を行う。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし	第8 剰余金の使途 なし
評価の視点等	評価項目 15 予算、収支計画及び資金計画	自己評価 A	評定 A
[数値目標] -	予算額に比し約 541 百万円の減とした。		(評定理由) 予算、収支計画及び資金計画については、予算に対して 5 億円超の改善を達成しており、その一方で業務等の目標達成率も高いことから、計画がしっかりと立案され、着実に成果を上げるというサイクルが回っているものと評価される。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[評価の視点] ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。	実績：○ 予算の範囲内で適正に執行したことにより、約541百万円の減となつた。 実績：○ 運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。		(各委員の評定理由) ・ 適正に行われている。 ・ 収支予算に対して決算が少なく達成されており、その一方で業務等の目標達成率も高く、その点では計画がしっかりと立案され、着実に成果を上げるというサイクルが回っているものと評価される。 ・ 決算が予算に対し約 5 億円減となった。随意契約の適正化の推進を図った。 ・ 適切に処理。 ・ 予算に対して 5 億円超の改善を達成した。 ・ 計画に沿って成果を上げてきたと評価する。 ・ 特に評価すべき事項はない。 ・ 予算より少ない決算額（5 億円）を達成している。

(評価項目 15)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 1 事 業 年 度 計 画	平 成 2 1 事 業 年 度 業 務 実 績
	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内的人事異動を積極的に実施する。</p>	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② これまでの研修結果を踏まえ、「平成 21 年度研修計画」を策定、実施する。また、業務に関連する分野の資格取得を資金面から支援する。</p> <p>③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。</p>	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めた。 平成 22 年度の職員採用について、例年よりも早い時期からホームページに掲載するとともに、ハローワークでの募集のみならず、学生職業総合支援センターや求人票の依頼があった大学及び専門学校等（38 校）に採用案内を送付する等、幅広い募集を行った結果、応募者数は 207 名と、前年の約 1.7 倍となった。 また、選考については、機構が必要とする資質の高い人材の確保を図るべく、従来の筆記試験や個人面接に加え、新たに集団討論による面接を実施し、22 年度採用内定者のうち以下のとおり採用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21 年 7 月 7 日付 4 名採用 ・21 年 10 月 1 日付 1 名採用 障害者（雇用率 2.5%） ・22 年 4 月 1 日付 8 名採用 <p>② 各職務階層別の研修及び資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を体系化した「能力開発プログラム」に基づき、20 年度の実施結果を踏まえて「平成 21 年度研修計画」（56 講座 238 名参加）を策定し、以下の研修を実施した。 (添付資料⑫) 能力開発プログラムの概要) 21 年度研修実績：83 回 620 名参加 ○基本研修 17 回 266 名 ○実務研修 66 回 354 名</p> <p>③ 人事評価結果を活用しつつ、職員の能力・適性・経験等を踏まえて適材適所の人事配置を行った。 特に人材育成の観点から、多様なポストを経験させるため、若年層については機構内の人事異動を幅広く行った（10/1 及び 4/1）。</p>

評価の視点等	評価項目 16 職員の人事に関する計画	自己評価	B	(評定理由) 職員の人事に関する計画については、平成22年度の職員採用に当たっては例年よりも早い時期からホームページ掲載を行うとともに幅広く募集を行った結果、応募者207名と前年度の7割増となつた他、研修については21年度の当初計画を上回る83回実施、620名の参加となるなど、採用、教育等は適切であると評価できる。	評定	B
[数値目標]－						
[評価の視点]				全体としては、概ね中期計画どおりと言える。		
・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。				(各委員の評定理由) ・ 適切に行われている。 ・ 今年度は特に目新しい変更がなく、現状維持にとどまっているため、成果は達成されつつもB評価としたい。 ・ 障害者雇用率を上回った。 ・ 採用、教育等は適切であると評価できる。 ・ 機構の自己評価に同意する。 ・ 目標どおりの取組（採用、研修等）を実施している。		
				(その他意見) ・ ラスパイレス指数を超えないことが絶対条件である。 ・ 組織が職員の年齢の関係でいびつな構成になっている。何らかの方策を検討する必要があろう。		

(評価項目 16)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 21 事 業 年 度 業 務 実 績
	<p>第 10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定及び特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務</p>	<p>第 10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定及び特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務</p>	<p>第 10 積立金の処分に関する事項 平成 20 事業年度財務諸表等について、21 年 9 月 3 日付けで主務大臣の承認を受けたことから、前期中期目標期間繰越積立金のある各勘定のうち、当期損失金を計上したものについて積立金を取り崩し、①及び②の業務に充てた。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 建退共事業 37,381,002,931 円</p>

平成21年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成22年7月

目次

項目 1 財務状況	2
項目 2 保有資産の管理・運用等	4
項目 3 組織体制・人件費管理	6
項目 4 事業費の冗費の点検	9
項目 5 契約	14
項目 6 内部統制	20
項目 7 事務・事業の見直し等	23

※ 平成 22 年 1 月 25 日付け評価委員会委員長通知及び政・独委評価の視点で求められている評価事項を記載するもの。

縦覧性を確保する観点から、評価シートに実績が記載されているものであっても、再度この参考資料に記述すること。

(項目 1)

財務状況

	総利益（総損失）
①当期総利益又は総損失	中退共 1,536.3 億円 建退共 185.7 億円 清退共 4.1 億円 林退共 0.9 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）
	中退共 △1,956.5 億円 建退共 666.3 億円 清退共 15.1 億円 林退共 △14.1 億円
③当期各事業本部等勘定 運営費交付金債務	中退共 0 億円（執行率 100%） 建退共 0 億円（執行率 100%） 清退共 0 億円（執行率 100%） 林退共 0 億円（執行率 100%）

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	<p>当期総利益の主な発生要因は、加入促進対策の実施により運用資産の確保ができたことに加え、自家運用では安定的に収益を確保し、委託運用（金銭信託）においては運用環境が、金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移した結果、大幅な収益を確保することができたことによるものである。</p> <p>また、清退共は、委託運用の評価益によるものほか、勤続期間が短い者の共済手帳返納・脱退処理が多かったこと等による責任準備金の減少等から、損益状況にプラスの効果となったことなどにより利益が発生した。目的積立金を申請しなかった理由は、利益剰余金の原資は従業員の退職金の支給のために過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、本来、従業員に還元されるべきものであるためである。</p>
------------------------------	--

<p>⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況</p>	<p>一般の中小企業退職金共済制度における累積欠損金額は、平成 19 年度はサブプライムローン問題、平成 20 度は米国の大手金融機関の破綻に端を発する金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化を背景とした市場の低迷等により、平成 20 年度末時点で 3, 493 億円となつたが、短期的な金融動向に応じて現行の累積欠損金解消計画を改定することは適当でないとして、累積欠損金解消計画に定めた年限での解消に向けて中長期的な観点から最大限の努力を行うこととした。</p> <p>建退共の利益剰余金の発生要因や利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において議論され、その取りまとめにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 累積剰余金の発生要因としては、平成 15 年の将来推計（悲観シナリオ）において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられる ・ 現在、累積剰余金を積極的に取り崩す状況にはない <p>とされている。</p>
<p>⑥運営費交付金の執行率が 90 % 以下となつた理由</p>	<p>該当なし</p>

(項目2)

保有資産の管理・運用等

①保有資産の活用状況とその点検	<p>退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行うため、有識者を参考して「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」を開催した。その結果、建物の耐用年数が経過した時点（それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点）で土地を売却、移転することとする報告書がとりまとめられ、その方向で進めていくこととした。なお、同ビルについては機構及び他の入居団体が使用し、余剰スペースは存在しない。</p> <p>松戸・越谷宿舎について建物調査の結果、老朽化が著しく、今後の維持管理が困難であることから、廃止決定し22年3月末に入居者の退去を確認した。今後、当該資産の全部の使用が想定されないため、減損の認識をした。</p>
②不要財産となったものの内容とその処分方針	松戸・越谷宿舎については、当初計画通り22年3月末に入居者全員の退去を確認した。なお、処分については、松戸宿舎は厚生労働省と、越谷宿舎は雇用・能力開発機構と協議中である。
③資金運用の状況	評価シートP41～P46参照

④債権の回収状況と関連法人への貸付状況	該当無し
---------------------	------

(項目3)

組織体制・人件費管理
(委員長通知別添一関係)

①給与水準の状況 と 総人件費改革の進捗状況	<p>年齢のみで比較した対国家公務員指数では111.0となっているが、当機構の勤務地は東京都特別区に限定されており、地域勘案指数は97.3に抑えられている。同様に、学歴・地域勘案指数も、98.8に抑えられており、適正な給与水準であると判断している。</p> <p>なお、人件費については、年度計画において、平成17年度を基準として4%以上削減することとしていたが、それを上回る12.4%の削減となった。</p> <p>(注1) 地域勘案指数とは、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数</p> <p>(注2) 学歴勘案指数とは、学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p>
②国と異なる、又は 法人独自の諸手当の 状況	いずれの手当も国に準拠して支給しており、法人独自の手当は存在しておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。
③福利厚生費の状況	<p>法定福利費 340,572千円（役職員一人当たり745,234円）</p> <p>法定外福利費 7,936千円（役職員一人当たり17,365円）</p> <p>法定外福利費については、平成20年5月までに見直しを行い、現在法人から支出しているのは、職員の健康管理に必要な支出（安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談にかかる費用等）のみである。</p> <p>なお、レクリエーションに係る費用の支出は行っていない。</p>

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び

法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成22年3月末現在)

	役 員 ^{注2}			職 員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総 数	5人	1人	6人	257人	194人	451人
うち国家公務員 再就職者	1人	0人	1人	0人	6人	6人
うち法人退職者	1人	0人	1人	0人	35人	35人
うち非人件費ポス ト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員 再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう。(任期付き職員を再雇用した場合を除く。)

注2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者）を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）

④国家公務員再就職者 のポストの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員再就職者である役職員が就いているポスト及び当該ポストの見直しの状況 <ul style="list-style-type: none"> 本部：役員（理事） 地方：普及推進員、統括推進員、特別相談員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員ポストについては、平成21年9月29日の閣議決定を踏まえた公募を実施。 ・ 地方の相談員等非常勤職員ポストについては、例えば普及推進員を100人から35人程度に削減する等、今後削減を図ることとしており、その中で国家公務員再就職者以外の者（社会保
------------------------	--

	<p>陰労務士等) の委嘱を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 役員公募の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年9月29日の閣議決定を踏まえ、国家公務員再就職者が就任していた4つの理事ポストについて、公募を実施。民間出身者2名、国家公務員再就職者1名の3名を理事に任命した。 ・ 適任者がいないため選任されなかった残る1ポストについても、再公募を実施し、民間出身者(機構出身者)を平成22年4月1日付けで理事に任命した。 ● 非人件費ポストの廃止状況 非人件費ポストについては、該当無し。
⑤独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直し	該当無し

(項目4)

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額 (単位:千円)
①広報、パンフレット、イベント等の点検	<p>広報の実施に当たっては機構自ら企画の骨子を示した上で入札を行うなど、コストの削減を図った。</p> <p>中退共においては前年度まで企画競争であった作成業務について、総合評価落札方式による入札を実施したこと等により削減を図った。</p> <p>(削減額については、推計できないものもあるため、20年度と21年度の実績の比較とした。)</p> <p>建退共においては、20年度に作成したチラシ等の余剰分を調査し、その結果を反映し21年度より削減を図ることができた。</p> <p>清退共においては、加入促進強化月間における取組において、費用対効果を勘案し、22年度から以下を削減することとした。(22年4月から削減、20年度と21年度の実績の比較とした。)</p> <p>①パンフレット等の送付先を縮減 ②理事長表彰の廃止 ③清退共制度の関係団体に対する配布部数の見直しを行い縮減。</p> <p>林退共においては、加入促進強化月間における取組において、費用対効果を勘案し、22年度から以下を削減することとした。(22年4月から削減、20年度と21年度の実績の比較と</p>	5,701千円 20,000千円 175千円 175千円

	<p>した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター印刷を廃止。 ・パンフレット等の送付先を縮減 ・理事長表彰を廃止。 	
② I T 調達の点検	<p>機構においては、現在運用しているシステムの課題を抽出するため、外部の専門家によるシステムの刷新可能性調査を実施し、その結果を踏まえ、EAの手法により、費用対効果が高く最適なスペックサイジングなシステムを導入するための「退職金共済業務・システムに係る業務・システム最適化計画（2008.3.31）」を策定した。</p> <p>この最適化計画（2011年9月完了予定）に基づき、新システム導入のための開発等を実施しているところであり、開発事業者の選定、ハードウェア等の調達については、調達の事前に仕様書の案を外部に公開し意見招請を行った上で、さらに分離調達等により広く事業者の入札参加機会を増やす等、コスト削減に努めている。</p> <p>また、SE等の人物費の積算単価などについては、外部のコンサルタントによる算出額と事業者からの見積額を参考に算出し、外部から招聘しているCIO補佐官にその金額等についての妥当性のチェックを得た上で、予定価格を算出している。</p> <p>（注）</p> <p>EA : Enterprise Architecture の略。 組織のプロセス/情報システム/人事・</p>	—

	部門などの構造と機能を包括的かつ厳密な手法で記述する手法であり、それによって組織がその戦略的目的に沿つて機能するように方向性を与えるもの。	
③法人所有車数の台数削減、車種の変更	該当無し	—
④庁舎の移転及び賃借料の引下げ	退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行うため、有識者を参集して「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」を開催した。その結果、建物の耐用年数が経過した時点（それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点）で土地を売却、移転することとする報告書がとりまとめられ、その方向で進めていくこととした。なお、同ビルについては機構及び他の入居団体が使用し、余剰スペースは存在しない。	—
⑤電気料金に関する契約の見直し	一般電気事業者（既存の電力会社）及び特定規模電気事業者（民間事業者）参加による一般競争入札の実施。 ・使用期間：22年4月1日～23年3月31日 ・入札参加：4社落札者：特定規模電気事業者（民間事業者）	—

⑥複写機等に関する契約の見直し	複写機の契約の見直しに関しては、22年2月に一般競争入札を実施し、5年の保守契約を含むリース契約を行った。(22年4月から削減。20年度と21年度の実績額の比較)	2,221千円
⑦備品の継続使用及び消耗品の再利用	従来備品については耐用年数が経過したものであっても継続使用を行っており、事務用品は可能な限り一括調達に努めている。 リース契約終了のものは再リースを実施、トナーカートリッジはリサイクル品を調達している。(21年度において、これらを実施しなかった場合との比較)	13,109千円
⑧タクシー利用の点検	タクシーの利用については、従来から「タクシー券利用基準」に基づき利用簿、管理簿により適正な管理及び使用を徹底している。また、冗費の削減のため四半期ごとに支出実績を集計し、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を実施している。 (20年度と21年度の実績額の比較)	2,893千円
⑨その他コスト削減について検討したもの	特になし	—

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成 21 年度当初から実施したと仮定した場合における平成 21 年度の実績額（推計）が、平成 20 年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

(項目5)

契 約 (委員長通知別添二関係)

①契約監視委員会からの主な指摘事項	<ul style="list-style-type: none">複数年契約において一者応札となった契約について、説明会から入札までの期間を十分確保すべきであると思慮する。平成20年度会計監査業務について、監査内容の重要性を踏まえ総合評価落札方式を適用することが妥当と思慮する。
②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況	<p>随意契約の適正化を推進するため監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける体制を整備し、実施している。また、物品及び役務等の調達にあっては、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し決裁の上、入札及び契約業務を実施している。その上で、担当理事にも回付し、厳正な評価を行っている。</p> <p>なお、厚生労働大臣依頼を踏まえ、内部監査の実施に向け審査体制の整備を検討し、22年度以降取り組むこととしている。</p>
③「随意契約見直し計画」の進捗状況 「随意契約等見直し計画」の策定状況	<p>「随意契約見直し計画」に基づく取り組みを着実に実施するとともに、随意契約によらざるを得ないものとしていた契約及び翌年以降見直すこととしていた契約についても点検・見直しを行い競争性のある契約に移行した。</p> <p>これらにより、競争性のない随意契約は、業務システム最適化実施後の22年度末には、「随意契約見直し計画」の目標を達成する見込である。</p> <p>また、契約状況の点検見直しを実施し、「随意契約等見直し計画」を22年4月に策定し、HPにおいて公表済である。</p>

④一者応札・一者応募となった契約の改善方策	<p>「一者応札・一者応募」に係る改善方策をとりまとめホームページで公表を行った（6/24）</p> <p>また、平成20年度契約の一者応札・一者応募について点検・見直しを実施し、より競争性を高める契約方式への変更及び公告期間の見直しを行った。</p> <p>平成21年度の一者応札・一者応募となった契約件数は24件、金額は10.5億円である。</p> <p>なお、一者応札となったものの中には、予定価格の策定に当たり参考見積書を徴した者が一般競争入札に参加しなかった事例があったが、このような事例の中には、対象となるシステムの特殊性等が理由となったものがあると考えられる。システムについては、平成22年秋に終える予定のオープン化により、より多くの業者が入札しやすい環境が整うものと考えている。</p>
⑤契約に係る規程類とその運用状況	<p>「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置はすべて実施済みである。</p> <p>総合評価落札方式又は企画競争若しくは公募を行う場合には、調達要領に基づき実施しており、公告期間を十分確保するとともに、説明会から企画等の提出までの期間も十分確保している。</p> <p>（公告期間は調達案件により相違するが、21年度より実施した広報に関する総合評価落札方式については、公告から説明会まで11日間、説明会から企画書提出日まで23日間確保している。プレゼンテーションを含む開札までの期間は40日である。）</p> <p>また、説明会において、選定基準及び配点について説明を行い選定結果については、すべての競争参加者に通知している。</p>

<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）</p>	<p>再委託している契約はシステム運用に係る業務委託契約4件（随意契約）システム再構築開発業務、建退共被共済者住所DB作成業務委託、建退共重複加入チェックに関する業務委託の3件（一般競争入札）であるが、いずれも再委託の割合が50%以上のものはない。</p>
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<p>21年度の公益法人等との契約は5件であり、競争性、透明性が十分確保される方法により契約している。 〈一般競争入札による契約〉 「建設業退職金共済制度に関する実態調査」 ・(社)新情報センター</p> <p>〈要件を満たす全ての者と契約する公募による契約〉 「申込事務取扱業務委託（中退共制度）」 ・(社)全国中小企業労働者福祉サービスセンター ・(社)全国労働保険事務組合連合会</p> <p>〈公募による契約〉 ※「林業業務委託」22年度において契約方式の見直しを実施。 ・(財)長野県林業労働財団 ・(財)高知県林業退職金共済事業団</p>
<p>⑧「調達の適正化について」（厚生労働大臣依頼）と異なる契約方式で契約していたものの改善方策</p>	<p>平成22年4月の「調達の適正化について」（厚生労働大臣依頼）も踏まえ、引き続き調達の適正化について取り組んでいく予定。</p>

(項目5の2)

I 平成21年度の実績【全体】

		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	50 件 (33.1 %)	4.7 億円 (15.6 %)
	うち一者入札	8 件 【 16.0 %】	1.6 億円 【 33.4%】
	総合評価落札方式	5 件 (3.3 %)	10.6 億円 (35.5 %)
	うち一者入札	1 件 【 20.0 %】	8.3 億円 【 78.1 %】件
	指名競争入札	- 件 (- %)	- 円 (- %)
	うち一者入札	- 円 【 - %】	- 件 【 - %】
	企画競争等	61 件 (40.4 %)	4.7 億円 (15.6 %)
	うち一者応募	15 件 【24.6 %】	0.6 億円 【 13.9 %】
	競争性のない随意契約	35 件 (23.2 %)	10.0 億円 (33.3 %)
合 計		151 件 (100 %)	30.0 億円 (100 %)

II 平成21年度の実績【公益法人】

		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1 件 (20.0 %)	0.1 億円 (43.4 %)
	うち一者入札	- 件 【 - %】	- 億円 【 - %】
	総合評価落札方式	- 件 (- %)	- 億円 (- %)
	うち一者入札	- 件 【 - %】	- 億円 【 - %】
	指名競争入札	- 件 (- %)	- 億円 (- %)
	うち一者入札	- 件 【 - %】	- 億円 【 - %】
	企画競争等	4 件 (80.0 %)	0.1 億円 (56.6 %)
	うち一者応募	2 件 【 50.0 %】	0 億円 【 20.7 %】
	競争性のない随意契約	- 件 (- %)	- 億円 (- %)
合 計		5 件 (100 %)	0.2 億円 (100 %)

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調隨契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

III 隨意契約見直し計画の進捗状況

		随意契約見直し計画による 見直し後の姿		平成 21 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとり やめたもの		27 件 (12.4 %)	3.6 億円 (10.9 %)	30 件 (13.8 %)	3.8 億円 (11.3 %)
競 争 性 の あ る 契 約	競争入札等	42 件 (19.4 %)	6.9 億円 (20.6 %)	24 件 (11.1 %)	3.1 億円 (9.3 %)
	企画競争等	119 件 (54.8 %)	16.7 億円 (50.5 %)	115 件 (53.0 %)	16.2 億円 (48.9 %)
競争性のない隨 意契約		29 件 (13.4 %)	6.0 億円 (18.0 %)	48 件 (22.1 %)	10.1 億円 (30.5 %)
合 計		217 件 (100%)	33.2 億円 (100%)	217 件 (100%)	33.2 億円 (100%)

※ 「随意契約見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 21 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

(項目6)

内 部 統 制

①統制環境	<p>各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、理事会において理事長から幹部職員に対し、年度計画の、各部署への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において年度計画のそれぞれの事項を各職員レベルまでブレークダウンするとともに、四半期毎に年度計画の進捗状況を理事長に報告してスケジュール管理を徹底した。</p> <p>また、退職金を扱い、掛金を運用するという本法人の特性上、役職員には特に高い倫理観が求められる。</p> <p>そこで、統制環境の確保に向け、21年度に、理事長を委員長とした「コンプライアンス推進委員会」を設置したところであり、今後機構のコンプライアンスに関する推進体制について検討を行う予定。</p>
②リスクの識別・評価・対応	<p>業務遂行に当たって想定される業務上のリスク・組織管理上のリスクに加えて、本法人特有のリスクとしては、①別人の真正な退職金請求者へのなりすまし等による退職金の詐取や、②資産運用を行う際に、市場の動向等を踏まえた的確な運用が行われないリスク等が考えられるが、これについては、以下のとおり対応している。</p> <p>①については、対応マニュアルを作成し、チェック項目を複数設け、複数の者によるチェックを行う等の対策を講じている。</p> <p>②の資産運用については、</p> <ul style="list-style-type: none">・外部の専門家で構成する「ALM研究会」等を設置し、その助言を受けて「資産運用の基本方針」を策定し、安全かつ効率的な基本ポートフォリオを構築・上記の基本方針やポートフォリオに従って運用を実施・外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」を設置し、資産運用の実績について評価を受ける・「資産運用評価委員会」の指摘等を踏まえ、改善措置を講じる <p>というPDCAサイクルの中で外部の専門家の知見をいただき、対策を講じている。</p>

	今後は、リスクとそれに対応する手法のあり方について、他法人の状況をみながら「コンプライアンス推進委員会」においてさらに検討する予定。
③統制活動	各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、各課(室)で役割分担を確認しつつ、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握した。 また、本法人特有のリスクに対しては、上記②で述べた対策に基づき、適切に対応している。
④情報と伝達	ホームページに利用者からの退職金手続きに関する苦情・要望等を受け付ける窓口を開設し、迅速に担当部署に利用者の声を伝えるとともに、ホームページを活用して機構の組織・事務に関する情報を発信した。
⑤モニタリング	年度計画の進捗状況を管理するため、四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、理事長が直接各事業本部から業務の進捗状況をヒアリングしている。また、監事監査及び会計監査人の行う財務諸表監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるとともに、21年度については契約の締結状況についても外部の有識者からなる契約監視委員会によるチェックも行った。さらに、監事監査では、定期的に業務推進委員会を通じて業務の遂行状況をチェックしていることを確認するとともに、理事長等の役員は、理事会において監査報告を受けた。独立行政法人評価委員会又は政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された内部統制における問題点等について、理事会に報告し、内部統制の方向性について役員間で議論を行い、理事長を委員長とした「コンプライアンス推進委員会」を設置した。退職金共済契約関係、退職金給付関係等の機構の業務全般について21年度においては、監事監査を四半期ごとに4回実施し、その結果については理事長に報告した。

⑥ I C Tへの対応	<p>インターネット内で必要な情報の共有化を図る一方、情報の紛失・漏洩の防止等を図るために、一部の情報についてのアクセス制限を行っているほか、IDカードにおける入退室管理システムを運用し、セキュリティの向上を図っている。</p> <p>I C T : Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
⑦内部統制の確立による成果・課題	<p>内部統制の確立を図るため、役員及び機構内幹部で、そのあり方について議論を行うとともに、他独法を訪問し進捗状況の調査を行い、理事長を委員長とした「コンプライアンス推進委員会」を設置したところ。今後同委員会で機構のコンプライアンスに関する推進体制について検討を行う予定。</p>

(項目 7)

事務・事業の見直し等
(委員長通知別添三関係)

①業務改善の取組状況	<p>ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声ハガキ」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。また、第2期中期計画の開始時から、事務処理の簡素化・迅速化を図るために、毎年事務処理の再点検を行い、改善点の実施に向けた改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行ってきたが、今般直接一人一人の職員から業務運営の効率化に向けた提案をくみとができるよう目安箱を設置し、組織的な対応及び職員からの直接な対応の両面で対応を図ることとした。なお、業務改善等に前向きな職員に対しては、人事評価制度の能力評価のなかで評価を行っている。</p>
②事務・事業の見直し	<p>平成21年秋に行われた行政刷新会議の事業仕分けを受け、平成22年度から一般会計からの運営費交付金が廃止され、基幹的業務（契約締結、掛金収納、退職金給付）についての補助が行われることになったことを受け、事務・事業の見直しをさらに徹底的に行った。ただ一方で、当機構の退職金共済事業は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について事業を実施しているものであり、本事業は引き続き実施していくべきものと考えており、事業の効率的な実施という観点から、例えば加入促進活動等を効率的に行うことなどによりコストパフォーマンスの高い事業の実施方策について検討を行うこととした。なお、これに伴い、加入促進・相談業務について大都市やその周辺に事務を集約化するなど、組織のスリム化についても今後実施していくこととした。</p>

	(国からの財政支出) 平成 21 年度 3,270 百万円（運営費交付金） 平成 22 年度 1,536 百万円（基幹的業務に係る補助金）
②－2 業務委託等を行うことの必要性の検証	機構には地方に支店等が存在しないため、加入促進活動や実際の加入手続等を金融機関や事業主団体等に委託して行うことが不可欠であり、委託先の業務実績を考慮しつつ、引き続き効率的な業務の実施に努めた。 これらの契約については、一定の要件を明示したうえで公募を行っており、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約しているため、競争性は確保されていると考える。
③公益法人等との関係の透明性確保 (契約行為については、項目 5 「契約」に記載)	該当無し
④監事監査 ・ 内部監査の実施状況	○業務監査 平成 21 年 7 月 28 日 平成 22 年 2 月 24 ~ 26 日 法令・規定、中期計画及び年度計画の実施状況について監査を行ったところ、不適正な処理は行われていないことを確認した。 ○入札・契約の適正な実施の監査 平成 21 年 7 月 28 日・10 月 30 日・ 平成 22 年 2 月 26 日・5 月 13 日 入札及び契約の実施状況について監査を行ったところ、不適正な処理は行われていないことを確認した。 ○会計監査 平成 22 年 6 月 9 日 決算報告書及び財務諸表について監査を行ったところ、不適正な処理は行われていないことを確認

		<p>した。</p> <p>※監事監査の実施にあたっては、監事2名、考查役1名の3名体制で実施した。</p>
内部監査		<p>監事監査と並行して、法令・規定、中期計画及び年度計画の実施状況、入札及び契約の実施状況等について職員(考查役)がチェックを行った。</p>